

第9期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時15分）

場所

東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
ホテル雅叙園東京2階
「華つどい」の間

（昨年と同じホテルですが、会場が異なりますので、
お間違えのないようご注意ください。）

● 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の
報酬額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第6号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である
取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式割当て
のための報酬決定の件

トップメッセージ

株主の皆様には日ごろより格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期（2024年4月1日～2025年3月31日）定時株主総会を6月25日（水）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、昨年度策定した「長期経営戦略2035」および「中期経営計画2026」に基づき、中長期的な企業価値向上に向けて各施策を実行しております。また、本年度は、伊藤ハム株式会社、米久株式会社の経営統合10周年を記念して、記念配当を実施させていただきます。

引き続き当社グループへのご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長 宮下 功



証券コード：2296
(発送日) 2025年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月29日

株 主 各 位

東京都目黒区三田一丁目6番21号
伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
代表取締役社長 宮 下 功

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/sh_meeting.html
(上記の当社ウェブサイトにアクセスいただき、ご確認ください。)



【東京証券取引所
ウェブサイト】
(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「伊藤ハム米久ホールディングス」または「コード」に当社証券コード「2296」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



敬具

記

1. 日時	2025年6月25日(水曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時15分)
2. 場所	東京都目黒区下目黒一丁目8番1号 ホテル雅叙園東京2階「華つどい」の間
報告事項	①第9期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ②第9期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 計算書類報告の件
3. 目的事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 第6号議案 取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式割当てのための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項	後記3頁から4頁「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以上



- 電子提供措置事項につきましては、前述の各ウェブサイトよりご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りしております。
- 以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、前述の各ウェブサイトにのみ掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に対してお送りする交付書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の①～③の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「会社の株式に関する事項」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ④監査報告書の「連結計算書類に係る会計監査報告」「計算書類に係る会計監査報告」「監査役会の監査報告」
- 電子提供措置事項の内容について、本株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、前述の各ウェブサイトにおいて、修正した旨および修正前ならびに修正後の事項を掲載いたします。
- 大規模災害の発生などにより、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/>) に掲載いたします。
- 車いすでご来場の株主様につきましては、会場内に専用スペースを設けております。

ライブ中継のご案内

第9期定期株主総会の模様を、ライブ中継いたします。

ライブ中継をご視聴される株主様は、時間になりましたら以下よりご視聴ください。

視聴用URL：

視聴用QRコード：



※ライブ中継は、ご視聴のみとなり、会社法上の株主総会へのご出席には該当いたしません。ライブ中継を通じての議決権の行使はできず、また、ご意見・ご質問は受け付けておりません。何らかの事情によりライブ中継を行わない場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

事前アンケートのご案内

当日株主総会の会場にお越しいただけない株主様も含め、皆様のご関心事項を事前アンケートという形でお伺いさせていただき、特にご関心の高い事項について、株主総会当日にご説明させていただきます。ご協力いただける株主様は以下よりご回答の程よろしくお願い申し上げます。

事前アンケート受付期間：2025年6月5日（木）～2025年6月18日（水）

<https://koekiku.jp>

株主アンケートにご協力ください

ご回答いただいた方の中から抽選で薄謝を進呈させていただきます。

本アンケートは、株式会社プロネクサスの提供する「コエキク」サービスにより実施いたします。
アンケートのお問い合わせ「コエキク事務局」✉ koekiku@pronexus.co.jp



インターネット等で議決権をご行使される場合



議決権をインターネット等によりご行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限 2025年6月24日（火曜日）午後5時45分まで

「スマート行使」による方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コード及びパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。



ご注意

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力いただく必要があります。

- 2 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



「スマート行使」のご利用にあたっては、同封のリフレットもご参照ください。

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問合せください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

●書面とインターネット等により、二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等の行使を有効な行使として取り扱います。インターネット等で複数回重複して議決権をご行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱います。

※ 「QRコード」は株デンソーウェブの登録商標です。

<ご参考> 議案のポイント

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除などを行うとともに、業務執行と監督との分離を促進するため、重要な業務執行の決定権限を取締役会から取締役に委任できる規定を新設するものです。

また、当社は長期経営戦略2035にて、「海外事業の成長加速・成長事業の展開」を掲げており、現行定款第2条（目的）に定める事業目的を整理するとともに、これに伴う号数の変更を行うものです。

なお、本定款変更については、本株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたします。

候補者 番号		氏名	当社における地位・担当	取締役会 出席状況
1	再任	みやした 宮下 功 (満57歳)	代表取締役社長	100% (15回/15回)
2	新任	うらた 浦田 寛之 (満50歳)	副社長執行役員	—
3	再任	いとう 伊藤 功一 (満50歳)	取締役常務執行役員 加工食品事業本部長 品質保証部担当	93.3% (14回/15回)
4	再任	のざわ 野澤 かつみ 克己 (満60歳)	取締役常務執行役員 管理本部長 経営戦略担当 コンプライアンス担当	100% (12回/12回)
5	新任	はらだ 原田 けん 健 (満49歳)	常務執行役員 食肉事業本部長	—

第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役6名の選任をお願いいたします。

候補者 番号	氏名		当社における 地位・担当	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
1	新任	たかはし 高橋 しん 伸 (満64歳)	常勤監査役	100% (15回/15回)	100% (13回/13回)
2	新任	ほりうち 堀内 あきひさ 朗久 (満65歳)	取締役 食肉事業担当	100% (15回/15回)	—
3	新任	もりもと 森本 みきこ 美紀子 (満51歳)	社外取締役 独立役員	100% (15回/15回)	—
4	新任	にしむら 西村 こ やす子 (満57歳)	社外取締役 独立役員	100% (12回/12回)	—
5	新任	まつむら 松村 ひろし 浩司 (満65歳)	社外取締役 独立役員	100% (15回/15回)	100% (13回/13回)
6	新任	ありまつ 有松 あきら 晶 (満44歳)	社外取締役 独立役員	—	—

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

2017年6月27日開催の第1期定時株主総会において、当社の取締役の報酬額を年額4億円以内（うち社外取締役4,000万円以内）とすることをご承認いただいています。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額4億円以内（うち社外取締役4,000万円以内）と決定させていただきたいと存じます。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員である取締役の報酬額を年額1億3,000万円以内と決定させていただきたいと存じます。

第6号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式割当てのための報酬決定の件

2018年6月26日開催の第2期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額8,000万円以内とすることをご承認いただいています。第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することとし、その報酬額を年額8,000万円以内として設定いたしたいと存じます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

定款の一部を変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

(移行の目的、概要などは後述「<ご参考>監査等委員会設置会社への移行について」をご参照ください。)

監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除などを行うとともに、業務執行と監督との分離を促進するため、重要な業務執行の決定権限を取締役会から取締役委任できる規定を新設するものです。

(2) 目的の変更

当社は長期経営戦略2035にて、「海外事業の成長加速・成長事業の展開」を掲げており、現行定款第2条（目的）に定める事業目的を整理するとともに、これに伴う号数の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本定款変更については、本株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。



(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (目的)	第2条 (目的)
当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配管理すること、並びに次の事業を営むことを目的とする。	当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配管理すること、並びに次の事業を営むことを目的とする。
1. <u>食肉加工品の製造及び販売</u>	1. <u>食肉加工品、食品の製造及び販売</u>
2. ~3. (条文省略)	2. ~3. (現行どおり)
4. <u>冷凍食品の製造及び販売</u>	<削除>
5. <u>水産加工品の製造及び販売</u>	<削除>
6. <u>缶詰、罐詰食品の製造及び販売</u>	<削除>
7. <u>栄養保存食品の製造及び販売</u>	<削除>
8. <u>乳製品、調理食品、惣菜類の製造及び販売</u>	<削除>
9. <u>米穀類、麺類、パン、菓子類の製造及び販売</u>	<削除>
10. <u>ソース、調味料類、エキス系調味料類の製造及び販売</u>	<削除>
11. <u>食用油脂類の製造及び販売</u>	<削除>
12. <u>医薬品、医薬部外品、検査用試薬、動物医薬品の製造及び販売</u>	4. <u>医薬品、医薬部外品、検査用試薬、動物医薬品の製造及び販売</u>
13. <u>健康食品の製造及び販売</u>	<削除>
14. <u>堆肥の製造及び販売</u>	5. <u>堆肥の製造及び販売</u>
15. <u>塩、苦汁の製造及び販売</u>	<削除>
16. <u>農産物、農産加工品の生産、製造及び販売</u>	6. <u>農産物、農産加工品の生産、製造及び販売</u>
17. <u>前各号に付帯、関連する輸出入業</u>	7. <u>前各号に付帯、関連する輸出入業</u>
18. <u>食肉の加工及び食肉加工品の製造及び販売に関する技術及び経営の指導</u>	8. <u>食肉の加工及び販売並びに食肉加工品、食品の製造及び販売に関する技術及び経営の指導</u>
19. <u>飲食店の経営</u>	9. <u>飲食店の経営</u>
20. <u>倉庫業、一般貨物自動車運送業及び貨物自動車利用運送業</u>	10. <u>倉庫業、一般貨物自動車運送業及び貨物自動車利用運送業</u>
21. <u>不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業</u>	11. <u>不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業</u>
22. <u>人事・総務・庶務に関する事務の代行、並びにそれらに関するコンサルティング業務</u>	12. <u>人事・総務・庶務に関する事務の代行、並びにそれらに関するコンサルティング業務</u>
23. <u>コンピュータシステムの企画、開発、販売、保守、管理及び運用並びにそれらの受託</u>	13. <u>コンピュータシステムの企画、開発、販売、保守、管理及び運用並びにそれらの受託</u>
24. <u>通信販売事業</u>	14. <u>通信販売事業</u>
25. <u>有価証券の取得及び運用</u>	15. <u>有価証券の取得及び運用</u>
26. <u>金銭の貸付及び債務保証</u>	16. <u>金銭の貸付及び債務保証</u>
27. <u>前各号に付帯する投資又はこれに関連する一切の業務</u>	17. <u>前各号に付帯する投資又はこれに関連する一切の業務</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p>第11条 (株式取扱規則及び株主名簿管理人)</p> <p>(1) 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(4) (条文省略)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>2. 監査等委員会</p> <p>3. 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第11条 (株式取扱規則及び株主名簿管理人)</p> <p>(1) 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。</u></p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (取締役の員数)</p> <p>(1) 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(2) <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条（取締役の選任及び任期）</p> <p>(1) 取締役は、株主総会の決議において選任する。</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>(4) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第19条（取締役の選任及び任期）</p> <p>(1) 取締役は、株主総会の決議において<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>選任する。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(5) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(6) <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(7) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第20条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>(1) 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第20条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>(1) 当社は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第21条（取締役会招集の通知）</p> <p>取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対してその通知を発してこれを行う。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第21条（取締役会招集の通知）</p> <p>取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役に対してその通知を発してこれを行う。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p>	
<p>第23条 (条文省略)</p> <p>第24条 (相談役及び顧問)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって相談役及び顧問を置くことができる。</p> <p>第25条 (取締役会規則)</p> <p>取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第26条 (監査役の員数)</p> <p>当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>第27条 (監査役の選任及び任期)</p> <p>(1) 監査役は、株主総会の決議において選任する。</p> <p>(2) 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(3) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(4) 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(5) 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第28条 (監査役会招集の通知)</p> <p>監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役に対してその通知を発してこれを行う。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第23条 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>第25条 (取締役会規則)</p> <p><u>取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第29条（監査役の責任免除）</u> (1) 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(2) 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p> <p><u>第30条（監査役会規則）</u> <u>監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><新設> <新設></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p><u>第5章 監査等委員会</u> <u>第26条（監査等委員会招集の通知）</u> <u>監査等委員会を招集するには、会日の3日前までに各監査等委員に対してその通知を發してこれを行う。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>第27条（監査等委員会規則）</u> <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第6章 計 算 <u>第31条～第33条</u> (条文省略) <新設></p>	<p>第6章 計 算 <u>第28条～第30条</u> (現行どおり) <u>附 則（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> (1) <u>第9期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第426条第1項に基づく損害賠償責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第29条第1項に定めるところによる。</u> (2) <u>第9期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第427条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第29条第2項に定めるところによる。</u></p>

<ご参考>

監査等委員会設置会社への移行について

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」を原案どおりご承認いただいた場合、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行します。

◆移行の目的

監査等委員会設置会社に移行し、取締役の職務執行の監査・監督を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることで取締役会の監督機能をより強化し、経営の透明性と客観性をさらに高めていきます。

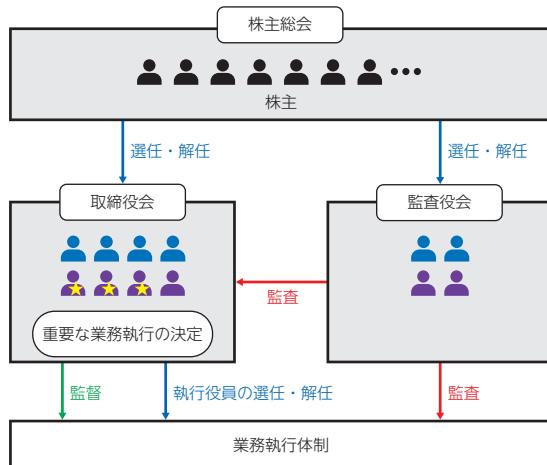
また、業務執行と監督との分離を促進するため、業務執行の決定権限を取締役会から業務執行取締役に大幅に委任し、意思決定・業務執行のさらなる迅速化を図ります。

これにより、取締役会は、中長期の経営戦略やサステナビリティ、重要度の高い経営課題などを重点的に議論できる体制とします。

上記の取組みを行うことで、コーポレート・ガバナンス体制をさらに強化し、当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現を図っていきます。

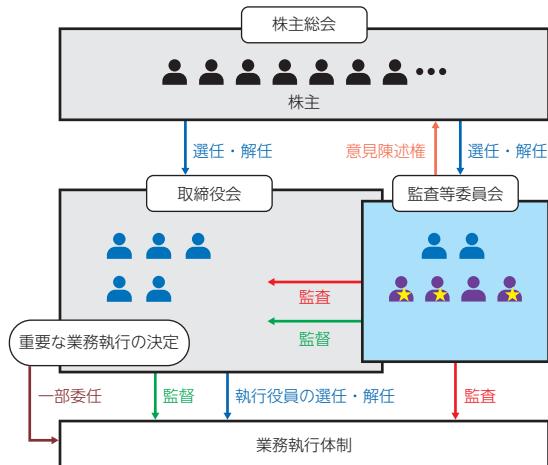
◆移行の概要

◆監査役会設置会社（現在の体制）



■社内 ■社外 ★女性

◆監査等委員会設置会社（移行後の体制）



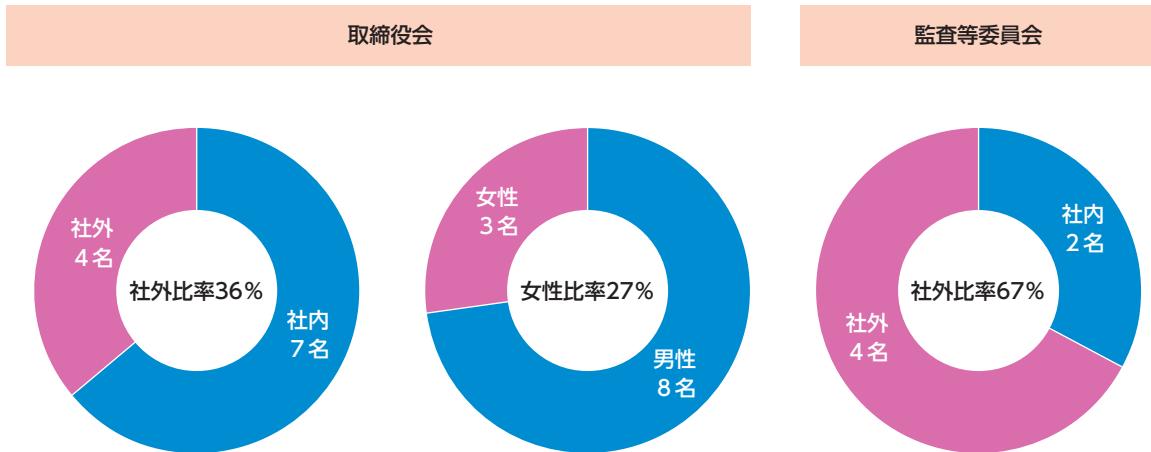
■社内 ■社外 ★女性

	監査役会設置会社（現在の体制）
変更となる機関	監査役会
規模・構成	取締役 8名（うち社外4名） 監査役 4名（うち社外2名） 計12名
任期	取締役 1年 監査役 4年
重要な業務執行の決定	取締役会にて決定（委任不可）
取締役の人事（指名・報酬）についての株主総会における意見陳述権	なし

	監査等委員会設置会社
変更となる機関	監査等委員会
規模・構成	取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名 監査等委員である取締役 6名（うち社外4名） 計11名
任期	取締役（監査等委員である取締役を除く。） 1年 監査等委員である取締役 2年
重要な業務執行の決定	取締役会から業務執行取締役に一部委任する 監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の人事について、株主総会において監査等委員会の意見を述べることができる



◆移行後の構成割合



◆移行に伴うコーポレート・ガバナンス体制の変更

①ガバナンス委員会と指名諮問委員会の統合

取締役会の実効性を高め、より最適なガバナンス体制を構築するため、ガバナンス委員会と指名諮問委員会を統合し、名称をガバナンス指名諮問委員会とします。

なお、ガバナンス指名諮問委員会と報酬諮問委員会は、引き続き独立社外取締役の構成割合を過半数とします。

②コンプライアンス委員会

コンプライアンス強化の観点から、コンプライアンス委員会を従来の取締役会への報告機関から取締役会の諮問機関へ引き上げます。

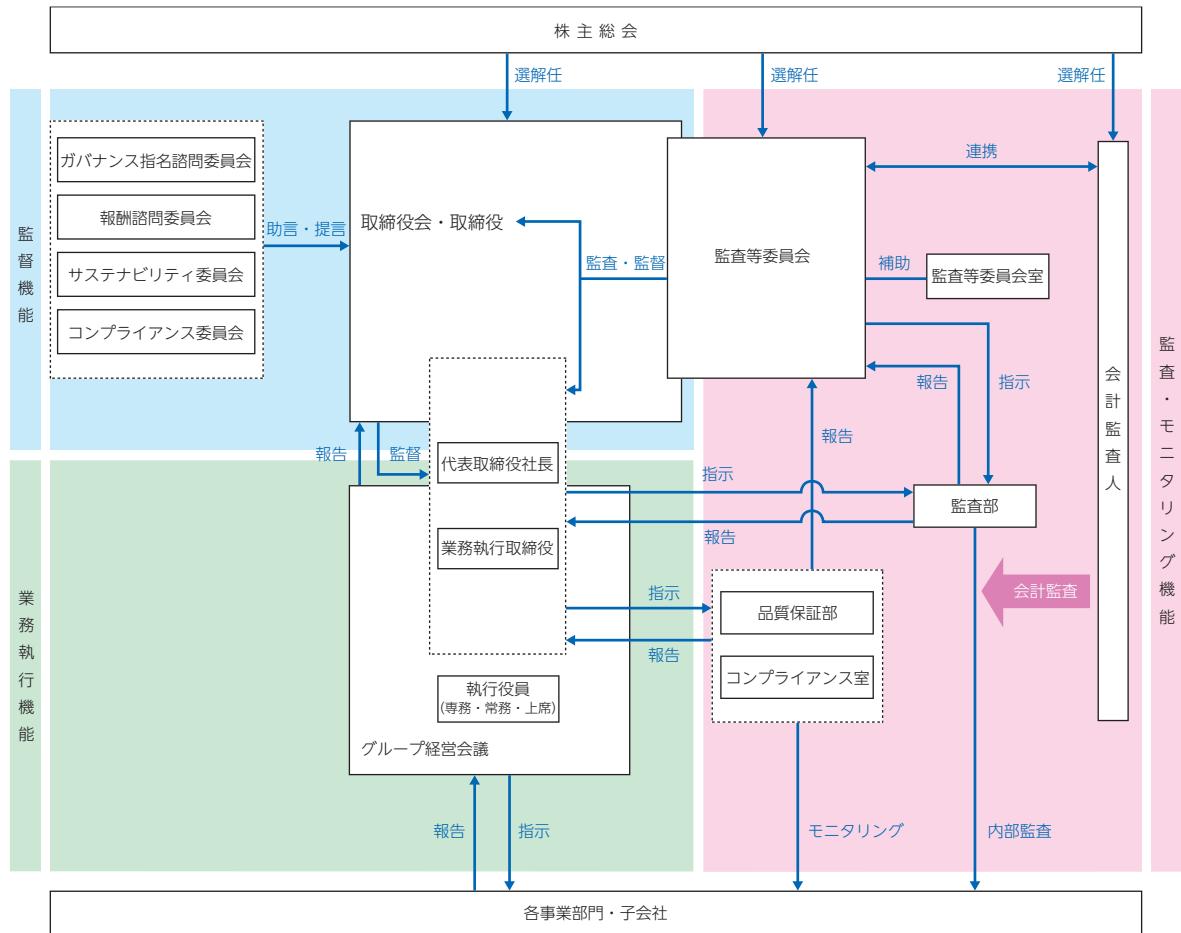
③監査等委員会室の設置

監査等委員会および監査等委員の職務をサポートするため、監査等委員会の直轄組織として監査等委員会室を設置します。また、監査等委員会室長は、専属スタッフとします。

④監査等委員会と監査部との連携強化

内部監査部門である監査室と内部統制の改善対応支援を行う内部統制担当の統括組織として監査部を設置します。監査部は、監査等委員会の監査の実効性を高める観点から監査等委員会直轄の組織とします。

移行後のコーポレート・ガバナンス体制図





第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、取締役候補者の選任につきましては、独立社外取締役を委員の過半数とする指名諮問委員会での審議を経ていきます。

候補者番号

1

みやした
宮下いさお
功

再任

1968年2月15日生（満57歳）



取締役在任期間

9年3カ月

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

所有する当社の株式

31,869株

取締役候補者とした理由

宮下功氏は、伊藤ハム(株)と米久(株)の経営統合後、当社の代表取締役社長として、当社グループの事業執行体制と組織体制の構築に取り組み、グループ全体の競争力を創出・推進するなど、当社グループ全体を牽引してきた実績を有しています。

企業経営者としての豊富な経験と高い見識などを活かし、取締役会長としての職務を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与することができると判断し、取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1990年 4月 三菱商事(株) 入社
 2002年 8月 フードリンク(株) 取締役
 2003年 6月 (株)ジャパンファーム 取締役
 2006年 5月 三菱商事(株)
 2007年 5月 米久(株) 執行役員
 2008年 5月 同 取締役
 2013年 5月 同 代表取締役社長
 2016年 4月 当社 代表取締役社長（現任）
 伊藤ハム(株) 取締役
 米久(株) 取締役

候補者番号

2

うらた
浦田ひろゆき
寛之

新任

1974年9月5日生（満50歳）



取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式

一株

取締役候補者とした理由

浦田寛之氏は、総合商社およびその海外子会社での多様な職歴を有し、また、伊藤ハム(株)や米久(株)で執行役員・業務執行取締役を歴任するなど、畜産・食肉事業、加工食品事業における豊富な経験と高い見識を有しています。

また、複数の上場企業での社外取締役としての経歴を通じて培われた見識と豊富な経験も有しています。

これら豊富な経験と高い見識などを活かし、代表取締役社長としての職務を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与することができると判断し、取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1997年 4月 三菱商事(株) 入社
 2005年 3月 Indiana Packers Corporation
 2015年 4月 伊藤ハム(株) 執行役員
 2017年 3月 米久(株) 取締役常務執行役員
 2019年 3月 三菱商事(株)
 2020年 4月 同 畜産部長
 2020年 6月 日本KFC ホールディングス(株)
 (現 日本ケンタッキー・フライド・チキン(株)) 社外取締役
 2021年 3月 六甲バター(株) 社外取締役
 2021年 4月 三菱商事(株) 畜産酪農部長
 2023年 4月 同 農畜産本部長
 2025年 4月 当社 副社長執行役員（現任）
 伊藤ハム(株) 取締役（現任）
 米久(株) 取締役（現任）



候補者番号

3

いとう
伊藤こういち
功一

再任

1975年3月16日生（満50歳）

取締役在任期間
3年取締役会への出席状況
93.3%（14回/15回）所有する当社の株式
551,302株**取締役候補者とした理由**

伊藤功一氏は、加工食品事業本部長として、当社グループの加工食品事業再編、物流の最適化やブランドの強化・育成を行っていく中で、力強いリーダーシップを発揮しています。
伊藤ハム(株)の代表取締役社長として、また当社グループでの多様な要職の歴任による豊富な経験と高い見識などを活かし、業務執行取締役としての職務を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与することができると判断し、取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1997年 4月 伊藤ハム(株) 入社
2006年 7月 同 執行役員
2010年 6月 同 取締役
2016年 4月 ANZCO FOODS LTD. Director of Board
2018年 4月 当社 上席執行役員
2019年 3月 米久(株) 常務取締役
2020年 4月 当社 グループ食肉事業担当
伊藤ハム(株) 取締役
2022年 4月 当社 常務執行役員 加工食品事業本部長（現任）
伊藤ハム(株) 代表取締役社長（現任）
米久(株) 取締役（現任）
2022年 6月 当社 取締役（現任）
2023年 4月 同 品質保証部担当（現任）

候補者番号

4

のざわ
野澤かつみ
克己

再任

1965年3月29日生（満60歳）

取締役在任期間
1年取締役会への出席状況
100%（12回/12回）所有する当社の株式
17,184株**取締役候補者とした理由**

野澤克己氏は、管理本部長として、取締役会の実効性向上をはじめとしたコーポレート・ガバナンスの強化やサステナビリティ経営を推進していく中で、力強いリーダーシップを発揮しています。
伊藤ハム(株)の経理部門での長年に亘る経験、当社の業務執行取締役、執行役員および当社グループの経営戦略、経営企画、管理部門の責任者歴任による豊富な経験と高い見識などを活かし、業務執行取締役としての職務を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与することができると判断し、取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1983年 3月 伊藤ハム(株) 入社
2016年 4月 当社 経営企画部長
伊藤ハム(株) 執行役員
2017年 2月 米久(株) 取締役執行役員
2018年 4月 当社 執行役員
米久(株) 常務取締役
2022年 4月 当社 管理本部 副本部長、PMI推進室長
2023年 4月 同 経営戦略部 経営企画室長
2024年 4月 同 常務執行役員 管理本部長、コンプライアンス担当（現任）
2024年 6月 同 取締役（現任）
伊藤ハム(株) 取締役（現任）
米久(株) 取締役（現任）
2025年 4月 当社 経営戦略担当（現任）

候補者番号

5

はらだ
原田

けん
健

新任

1975年11月18日生（満49歳）



取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式

一株

取締役候補者とした理由

原田健氏は、総合商社での多様な職歴や海外会社でのCEOを務めた職歴を有しており、畜産・食肉事業における豊富な経験と高い見識を有しています。これら豊富な経験と高い見識などを活かし、業務執行取締役としての職務を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与できると判断し、取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

2000年 4月 三菱商事(株) 入社
2010年10月 同 農水産本部 飼料畜産ユニット
2013年 4月 日本ケンタッキー・フライド・チキン(株) 執行役員
2017年 7月 三菱商事(株) 生鮮品本部 畜産部 チームリーダー
2022年 1月 ASIAN BEST CHICKEN Co., Ltd. CEO
2025年 4月 当社 常務執行役員 食肉事業本部長（現任）
伊藤ハム(株) 取締役（現任）
米久(株) 取締役（現任）

- (注) 1. 各候補者の年齢、当社における地位・担当は、本株主総会時のものです。
2. 取締役会への出席状況は、2024年度に開催された取締役会への出席状況です。
3. 野澤克己氏の取締役会への出席回数は、2024年6月26日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としています。
4. 各候補者と当社グループとの間には、特別の利害関係はありません。
5. 当社は、宮下功氏、伊藤功一氏および野澤克己氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしています。但し、当社に対する責任の追及を受けた場合（株主代表訴訟を除く）に係る同項第1号の費用は、補償の対象外とすることで、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。
- 当社は、本株主総会において、各氏の取締役としての再任が承認された場合、補償契約を継続する予定であり、浦田寛之氏および原田健氏の選任が承認された場合、両氏との間で同内容の補償契約を締結する予定です。
6. 当社は、取締役、監査役および執行役員などを被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金および訴訟費用などの損害を当該保険契約により補填することとしています。但し、犯罪行為や意図的な違法行為などに起因する損害は補填の対象外とすることで、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。なお、被保険者は保険料を負担していません。
- 本株主総会において、各氏の取締役としての選任が承認された場合、各氏とも当該保険契約の被保険者となる予定です。
- なお、当該保険契約の契約期間は1年間であり、契約期間の満了前に取締役会の決議の上、これを更新する予定です。



第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役6名の選任をお願いいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、監査等委員である取締役候補者の選任につきましては、独立社外取締役を委員の過半数とする指名諮問委員会での審議を経ていきます。

候補者番号

1

たかはし
高橋しん
伸

新任

1960年7月25日生（満64歳）



監査役在任期間

4年

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

監査役会への出席状況

100% (13回/13回)

所有する当社の株式

2,440株

監査等委員である取締役候補者とした理由

高橋伸氏は、2021年6月の監査役就任後、当社グループ経理財務部門の責任者としての職務や経歴で培われた財務・会計面での見識と豊富な経験、また監査活動を通じて培われた見識や豊富な経験などにより、監査を適切に実施してきました。

引き続き、これらの見識および経験などにより、客観的・実践的な視点から、業務執行に対する適切な監督・監査を行うことで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与することができると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1984年 4月 伊藤ハム(株) 入社
 2015年 4月 同 執行役員
 2016年 4月 当社 経理財務部長
 2017年 4月 伊藤ハム(株) 執行役員 本社統括
 2018年 4月 当社 理事
 2020年 8月 同 顧問
 2021年 6月 同 常勤監査役（現任）
 伊藤ハム(株) 監査役（現任）
 米久(株) 監査役（現任）

候補者番号

2

ほりうち
堀内あきひさ
朗久

新任

1960年6月6日生（満65歳）



取締役在任期間

2年

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

所有する当社の株式

12,938株

監査等委員である取締役候補者とした理由

堀内朗久氏は、当社の食肉事業本部長や米久(株)の代表取締役社長、その他当社グループでの多様な要職の歴任により培われた見識と豊富な経験を有しています。

これらの見識および経験などにより、客観的・実践的な視点から、業務執行に対する適切な監督・監査を行うことで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与することができると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1979年 4月 米久(株) 入社
 2003年 5月 同 取締役
 2006年 5月 同 執行役員
 2015年 5月 同 取締役
 2018年 4月 当社 常務執行役員
 米久(株) 代表取締役社長
 2018年 6月 当社 取締役
 2023年 4月 同 食肉事業本部長
 伊藤ハム(株) 取締役
 2023年 6月 当社 取締役（現任）
 2025年 4月 同 食肉事業担当（現任）



候補者番号

3

もりもと

森本

みきこ

美紀子

新任 社外取締役 独立役員

1973年7月26日生（満51歳）

社外取締役在任期間
2年取締役会への出席状況
100% (15回/15回)所有する当社の株式
一株**監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

森本美紀子氏は、企業経営者としての実績や豊富な経験のほか、サステナビリティコンサルタントとしての専門知識や上場企業での社外取締役としての経歴を通じて培われた見識と豊富な経験などにより、当社に対して客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言、業務執行に対する適切な監督を行っています。

また、諮問委員会の委員として、委員会に出席し積極的に意見を述べており、独立した立場から業務執行の監督に大きく貢献しています。

引き続きこれらの役割を果たすこと、および客観的・専門的な視点から監査を行うことで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与することができるかと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1996年 4月 (株)日本総合研究所 入社
 1997年 3月 (公社)日本経済研究センター 出向
 1998年 4月 (株)日本総合研究所
 2000年 7月 長島・大野・常松法律事務所
 2014年 9月 在日パキスタン大使館
 2015年 5月 あすかアセットマネジメント(株) (現 あいざわアセットマネジメント(株))
 2018年 1月 SDGパートナーズ(有) 執行役員
 2021年 2月 (株)karna 代表取締役 (現任)
 2023年 6月 当社 社外取締役 (現任)
 NECネットエスアイ(株) 社外取締役

候補者番号

4

にしむら

西村

こ

やす子

新任 社外取締役 独立役員

1968年6月4日生（満57歳）

社外取締役在任期間
1年取締役会への出席状況
100% (12回/12回)所有する当社の株式
一株**監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

西村やす子氏は、企業経営者としての実績や豊富な経験のほか、経営コンサルタントおよび法務コンサルタントや上場企業での社外取締役としての経歴を通じて培われた見識と豊富な経験などにより、当社に対して客観的・専門的な視点から当社の経営への助言、業務執行に対する適切な監督を行っています。

また、諮問委員会の委員として、委員会に出席し積極的に意見を述べており、独立した立場から業務執行の監督に大きく貢献しています。

引き続きこれらの役割を果たすこと、および客観的・専門的な視点から監査を行うことで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与することができるかと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

1997年 5月 司法書士登録
 西村司法書士事務所 開業
 2008年 1月 司法書士法人つかさ 代表社員 (現任)
 2015年 7月 (一社)日本中小企業経営支援専門家協会 理事
 (株)CREA FARM 代表取締役 (現任)
 2016年 6月 (株)赤阪鐵工所 社外取締役 (現任)
 2017年10月 (株)ふじのくに物産 代表取締役 (現任)
 2024年 6月 当社 社外取締役 (現任)

候補者番号

5

まつむら
松村

ひろし
浩司

新任 社外取締役 独立役員

1959年8月4日生（満65歳）



社外監査役在任期間
2年

取締役会への出席状況
100% (15回/15回)

監査役会への出席状況
100% (13回/13回)

所有する当社の株式
一株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松村浩司氏は、2023年6月の監査役就任後、公認会計士としての財務・会計面での専門知識と豊富な経験、また当社の監査役としての活動を通じて培われた見識や豊富な経験などにより、監査を適切に実施してきました。

また、選任後は、諮問委員会の委員を務めていただく予定です。

引き続きこれらの専門知識、見識および経験などにより、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言、業務執行に対する適切な監督・監査を行うことで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

- 1984年 3月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 監査部門
- 1987年 8月 公認会計士登録
- 1999年 7月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）パートナー
- 2020年 8月 有限責任監査法人トーマツ 退所
- 2020年 9月 松村浩司公認会計士事務所 開設（現在）
- 2022年 3月 ジーディー自動機械㈱ 監査役（現任）
- 2023年 6月 当社 社外監査役（現任）

候補者番号

6

ありまつ
有松

あきら
晶

新任 社外取締役 独立役員

1980年9月27日生（満44歳）



社外取締役在任期間
—

取締役会への出席状況
—

所有する当社の株式
一株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

有松晶氏は、弁護士として企業法務全般に関する専門知識や豊富な経験、消費者庁への出向により培われた見識や経験を有しています。

その専門知識、見識および経験などにより、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言、業務執行に対する適切な監督・監査を行っていただけると判断しています。

また、選任後は、諮問委員会の委員を務めていただく予定です。

これらの役割を果たすことで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に寄与いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。

なお、同氏は、会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しています。

【略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）】

- 2009年 1月 弁護士登録
- 西村あさひ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）
- 2018年 9月 消費者庁 出向
- 2023年 3月 西村あさひ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）
- 2025年 1月 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー（現任）



【独立役員】

森本美紀子氏、西村やす子氏および松村浩司氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。各氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定める社外取締役の独立性基準を満たしており、本株主総会において、各氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

また、有松晶氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定める社外取締役の独立性基準を満たしており、本株主総会において、同氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、独立役員となる予定です。

なお、同氏の兼職先である西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と当社グループとの間には法律相談に関する取引がありますが、取引金額は、当社の社外取締役の独立性基準で定める「過去3年間の平均で、同事務所の総収入の2%未満」であり、また、当事業年度においても2%未満です。したがって、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有しているものと判断しています。

- (注) 1. 各候補者の年齢、当社における地位・担当は、本株主総会時のものです。
2. 西村やす子氏の戸籍上の氏名は、奥村やす子です。
3. 取締役会への出席状況は、2024年度に開催された取締役会への出席状況です。
4. 監査役会への出席状況は、2024年度に開催された監査役会への出席状況です。
5. 西村やす子氏の取締役会への出席状況は、2024年6月26日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としています。
6. 各候補者と当社グループの間には、特別の利害関係はありません。
7. 森本美紀子氏、西村やす子氏、松村浩司氏および有松晶氏は、監査等委員である社外取締役候補者です。
8. 当社は、高橋伸氏、森本美紀子氏、西村やす子氏および松村浩司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。当社は、本株主総会において、各氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。また、堀内朗久氏および有松晶氏の選任が承認された場合、両氏との間で同内容の契約を締結する予定です。
9. 当社は、高橋伸氏、堀内朗久氏、森本美紀子氏、西村やす子氏および松村浩司氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしています。但し、当社に対する責任の追及を受けた場合（株主代表訴訟を除く）に係る同項第1号の費用は、補償の対象外とすることで、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。当社は、本株主総会において、各氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、補償契約を継続する予定であり、有松晶氏の選任が承認された場合、同氏との間で同内容の契約を締結する予定です。
10. 当社は、取締役、監査役および執行役員などを被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金および訴訟費用などの損害を当該保険契約により補填することとしています。但し、犯罪行為や意図的な違法行為などに起因する損害は補填の対象外とすることで、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。なお、被保険者は保険料を負担していません。本株主総会において、各氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、各氏とも当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該保険契約の契約期間は1年間であり、契約期間の満了前に取締役会の決議の上、これを更新する予定です。

<ご参考>

取締役のスキル・マトリックス

取締役会は、ジェンダー、職歴、年齢、専門知識・経験など、バックグラウンドが異なる多様な取締役にて構成することにより、取締役会全体の機能を補完しています。

また、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる員数で構成し、独立社外取締役の割合を3分の1以上としています。

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認された場合における取締役のスキル・マトリックスは、次のとおりです。

		スキル・マトリックス							
氏名		性別	企業経営	グローバル	事業戦略	ESG・人材開発	DX・IT	財務・会計	法務・リスクマネジメント
取締役	宮下 功	男性	●	●	●			●	●
	浦田 寛之	男性	●	●	●	●			●
	伊藤 功一	男性	●	●	●				●
	野澤 克己	男性	●			●	●	●	●
	原田 健	男性	●	●	●				●
監査等委員である取締役	高橋 伸	男性	●					●	
	堀内 朗久	男性	●		●				●
	森本美紀子 <small>独立役員</small>	女性	●		●	●			
	西村やす子 <small>独立役員</small>	女性	●		●				●
	松村 浩司 <small>独立役員</small>	男性	●			●		●	●
	有松 晶 <small>独立役員</small>	女性		●					●

スキルの定義

スキル・マトリックスに定める各スキルの定義は、次のとおりです。

スキル・経験		定義
事業	企業経営	・戦略的な方向性を決定し、組織全体を効果的に運営して持続的な成長と競争力を強化するスキル
	グローバル	・グローバルな視点で企業の成長を支えるスキル
	事業戦略	・市場のニーズを捉えたうえで、消費者の価値観に応え、ブランド価値を高めて、顧客との関係を強化するとともに、新しいビジネスモデルや製品を開発し、競争力を強化するスキル
非財務	ESG・人材開発	・サステナビリティ戦略を効果的に推進し、事業を通じての持続可能な社会の実現へ向けた社会課題解決を行うスキル ・人材戦略を策定して人材開発・育成を推し進め、各個人が最大限のパフォーマンスを発揮できるようにするスキル
	DX・IT	・情報技術を効果的に活用して、業務の効率化やデジタル化を推進し、デジタル技術を活用した業務プロセスやビジネスモデルを革新するスキル
監査・監督	財務・会計	・財務状況を正確に把握したうえで、財務健全性を維持し、戦略的に資金調達を行い、財務管理を行うスキル
	法務・リスクマネジメント	・法的リスク、事業リスクを管理・評価して適切な対策を講じ、法令遵守、コーポレート・ガバナンスを通じて持続的に企業価値の向上を行うスキル



<ご参考>

取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続

(1) 指名基準

〈取締役共通〉

- ① 人格や見識に優れ、高い倫理観を有していること。
- ② 当社グループの理念・ビジョンを理解し、経営戦略・事業特性を踏まえた上で、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる能力と資質を有していること。
- ③ 企業経営その他取締役会が備えるべきスキルのいずれかまたは複数において、高い専門知識及び豊富な経験を有していること。
- ④ 経営の法的責任を正しく理解した上で、全社的な視点で客観的に分析・判断する能力に優れていること。
- ⑤ 会社法が定める取締役の欠格事由に該当せず、健康その他の面で支障がないこと。

〈業務執行取締役〉

- ① 当社グループの経営計画、事業戦略を具体的に提案し、その職務を遂行する能力を有していること。
- ② 社内外の状況を適切に理解した上で、強いリーダーシップを発揮して組織を導くことができること。

〈社外取締役〉

- ① 企業経営や専門分野における、見識や豊富な経験に基づき、客観的な視点から経営の監督または監査ができること。
- ② 経営から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映できること。

〈監査等委員〉

- ① 公正不偏の立場から取締役の職務執行を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できること。
- ② 当社グループの事業に精通し、グループ内外から情報を適切に収集した上で、実効性の高い監査を行えること。（社外取締役を除く）

(2) 指名手続

指名諮問委員会において、指名基準に基づき、取締役会の最適構成やその候補者の妥当性について十分に審議した後、取締役会で決議する。

(注) 指名諮問委員会は、2025年6月25日をもってガバナンス委員会と統合し、ガバナンス指名諮問委員会に名称変更します。

<ご参考>

社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役の独立性を客観的に判断するため、次のとおり社外取締役の独立性基準を定めています。

当社において合理的な範囲で調査を行った結果、東京証券取引所が定める独立役員要件に加え、次の各項のいずれにも該当していないと判断される社外取締役は、独立性を有するものと判断する。

- ① 当事業年度及び過去10事業年度における、当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」と記載）の業務執行者(1)
- ② 当事業年度及び直近事業年度における、当社グループを主要な取引先とする者(2)もしくはその業務執行者
- ③ 当事業年度及び直近事業年度における、当社グループの主要な取引先(3)もしくはその業務執行者
- ④ 当事業年度及び過去3事業年度における、当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）もしくはその業務執行者
- ⑤ 当事業年度及び過去3事業年度において、当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者もしくはその業務執行者
- ⑥ 当事業年度及び過去3事業年度における、当社グループの会計監査人である監査法人に属する者
- ⑦ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(4)を得ているコンサルタント、公認会計士・税理士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑧ 当社グループから多額の寄付または助成(5)を受けている者もしくは法人・組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑨ 当社グループとの間で、役員相互就任(6)の関係にある会社の出身者
- ⑩ 当事業年度及び直近事業年度における、当社グループの業務執行者のうち重要な者(7)の近親者(8)または非業務執行取締役の近親者
- ⑪ 上記②、③、⑦または⑧のいずれかに該当する者の近親者

注

- (1) 「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人、その他の使用人、持分会社の業務を執行する社員、または会社以外の法人・団体の業務を執行する者もしくは使用人（従業員等）をいう。
- (2) 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループから受ける支払い額が、その者の連結売上高の2%を超える者をいう。
- (3) 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループに対する支払い額が、当社グループの連結売上高の2%を超える者、または当社グループの連結総資産の2%を超える額を当社グループに融資している者をいう。
- (4) 「多額の金銭その他の財産」にいう「多額」とは、過去3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円を超えること、団体の場合はその者の連結売上高または総収入の2%を超えることをいう。
- (5) 「多額の寄付または助成」にいう「多額」とは、過去3年間の平均で、年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%の何れか大きい額を超えることをいう。
- (6) 「役員相互就任」とは、当社グループの出身者（当事業年度及び過去10事業年度において当社グループに在籍し、または在籍したことがある者）が現任の役員または執行役員をつとめている会社から、当社に役員または執行役員として迎え入れることをいう。
- (7) 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人に加え、その他使用人のうち部長級以上の上級管理職にある使用人をいう。
- (8) 「近親者」とは、配偶者及び二親等以内の親族をいう。



<ご参考>

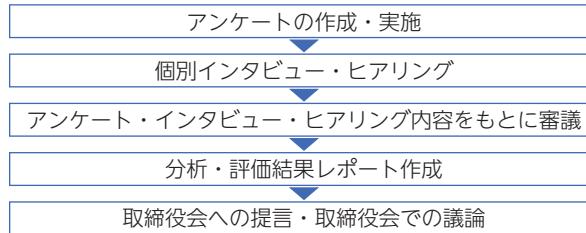
取締役会実効性評価

当社は、自己評価による課題の明確化と対応の継続によって、最適なガバナンス体制を構築・維持することを目的として、毎年1回、9月から12月にかけて取締役会の実効性評価を行っています。

2024年度の実効性評価の結果の概要は、次のとおりです。

評価プロセス

ガバナンス委員会にて以下の評価プロセスで取締役会実効性評価を行いました。



評価項目

全取締役と全監査役に対して8評価項目・20設問と自由筆記欄にて構成されるアンケートを実施しました。評価項目は次のとおりです。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ①取締役会の構成 | ⑤経営陣の選解任 |
| ②取締役会の運営 | ⑥役員報酬 |
| ③取締役会における議論 | ⑦株主との対話 |
| ④取締役会による監督 | ⑧諮問委員会の構成・役割・運営 |

評価結果

2024年度の実効性評価で抽出された課題のうち、次の3項目は取り組み強化を図っていくこととしています。

- ①人的資本に関する議論の深化、知的資本に関する議論
- ②「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の進捗状況分析
- ③指名諮問委員会の役割・構成、経営人材育成方針・後継者計画の見直し

前回テーマへの取り組み状況

2023年度の評価結果により抽出された課題のうち、4項目を重点テーマとし、取り組み強化を図りました。重点テーマとその取り組みの概要は次のとおりです。

重点テーマ	取り組みの概要（2024年1月～2024年12月）
①長期的な戦略と結びつけたサステナビリティ	<p>長期経営戦略2035の策定においては、取締役会や取締役会メンバーによるディスカッション（「オフサイトミーティング」といいます）で複数回議論を行いました。長期経営戦略2035では、成長投資による利益拡大と収益力の持続的向上を両輪として飛躍的成長を目指し、DXとサステナビリティを軸にその成長を支える経営基盤を強化していくことを掲げています。</p>
②人的資本・知的資本について取締役会で議論	<p>人的資本については、取締役会やオフサイトミーティングで複数回議論を行いました。中期経営計画2026では、「人的資本への取り組み」として、新しい価値の創造と変革に向け自律的に挑戦する人材の育成と、多様な価値観を尊重し挑戦と成長を支援する風土醸成を進めることで、従業員エンゲージメント向上を果たし企業価値向上に繋げていくことを掲げています。</p>
③経営人材育成に関する議論の充実	<p>当社の経営人材育成について、オフサイトミーティングで取り上げ、指名諮問委員会委員長からの説明を踏まえた議論を行いました。</p>
④「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」への取り組み	<p>当社の資本コストと資本効率性、PBRを比較分析し、(1)収益性・資本効率性と(2)将来の持続的な成長期待を課題と認識しています。両課題に対し、中期経営計画2026に掲げる「基礎収益力の底上げ」「ROICを指標とした事業管理」「最適な財務レバレッジ」によってROEを向上、長期経営戦略2035に掲げる「成長投資による利益拡大」「持続的成長を支える経営基盤の強化」の着実な実行によりPERを改善することで、企業価値を向上させていきます。</p>



<ご参考>

政策保有株式

当社は、一定の条件を満たし、かつ「取引の維持・発展」に資すると認められる場合を除いて、政策保有株式を保有しないことを基本方針としています。

事業年度終了後、速やかにすべての政策保有株式について保有の合理性を確認し、その結果をグループ経営会議にて検証を行い、取締役会に報告しています。

保有の合理性が認められないと判断した銘柄は、発行会社との対話・交渉を実施しながら売却を進めています。

議決権行使については、提出された議案が発行会社の持続的な成長と企業価値の向上に資するものであるかを総合的に判断し、賛否を決定します。

なお、当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している企業から当該株式の売却の意向が示された場合、それを妨げるような行為は行いません。

当社グループが純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数および連結貸借対照表計上額の合計額

区 分	第6期 (2022年3月期)	第7期 (2023年3月期)	第8期 (2024年3月期)	第9期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
銘柄数	95	91	82	71
うち上場会社の銘柄	56	52	46	37
連結貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	14,303	14,269	17,791	17,295
うち上場会社の合計 (百万円)	12,664	12,630	16,419	15,960

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2017年6月27日開催の第1期定時株主総会において、年額4億円以内（うち社外取締役4,000万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止した上で、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を決定することとし、年額4億円以内（うち社外取締役4,000万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本株主総会の第1号議案、および第4号議案～第6号議案を原案どおりご承認いただいた場合の当社の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の概要は、後述「<ご参考>取締役報酬制度の概要」に記載のとおりですが、本議案は、当該方針の内容に沿う個人別の報酬を付与するために必要かつ合理的なものとなっております。また、本議案および当該方針については、報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、独立社外取締役を委員の過半数とする報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会で決定しています。

以上から、本議案の内容は相当であると判断しています。

現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、5名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額1億3,000万円以内と決定させていただきたいと存じます。

本議案については、当社の今後の監査等委員会の構成、当社のガバナンスにおいて監査等委員が果たすべき役割・責務、当社の事業規模、昨今の経済情勢、他社の水準などを総合的に勘案したものであり、独立社外取締役を委員の過半数とする報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会で決定しています。

以上から、本議案の内容は相当であると判断しています。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと6名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。



第6号議案

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式割当てのための報酬決定の件

当社は、2018年6月26日開催の第2期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役に対する年額4億円以内（うち社外取締役4,000万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の金銭報酬とは別枠にて、譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額8,000万円以内とすることをご承認いただいています。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、第1号議案「定款一部変更の件」が本株主総会で原案どおり承認可決されることを条件に、引き続き株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。本議案に基づき、対象取締役に支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」でご承認いただく報酬額と別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額8,000万円以内として設定いただいたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、独立社外取締役を委員の過半数とする報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会において決定することといたします。

本株主総会の第1号議案、および第4号議案～第6号議案を原案どおりご承認いただいた場合の当社の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の概要は、後述「<ご参考>取締役報酬制度の概要」に記載のとおりですが、本議案は、当該方針の内容に沿う個人別の報酬を付与するために必要かつ合理的なものとなっています。また、本議案については、監査等委員会設置会社への移行に伴うものであり、その報酬の内容は、2018年6月26日開催の第2期定時株主総会においてご承認いただきました内容と実質的に同一であり、独立社外取締役を委員の過半数とする報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会で決定しています。

以上から、本議案の内容は相当であると判断しています。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は5名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける当社の取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数20,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける当社の取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた当社の取締役は、20年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。



(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた当社の取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた当社の取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

<ご参考>

取締役報酬制度の概要

本株主総会の第1号議案、および第4号議案～第6号議案を原案どおりご承認いただいた場合の報酬制度の基本方針、報酬構成は、次のとおりです。

◆基本方針

1. 株主や従業員をはじめとするステークホルダーとの価値共有を図り、持続的な業績拡大・企業価値向上への健全なインセンティブとして機能するものとする。
2. 優秀な人材を登用・維持するため、当社の事業領域、事業規模に応じた適正な報酬水準、役位ごとの責任、役割及び成果に応える報酬体系とする。
3. ステークホルダーに対する説明責任を果たせるよう、客観性・合理性を担保する適切なプロセスを経て決定する。

◆報酬構成

①取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）

構成比は基準業績の場合のモデルであり、当社の業績によって変動します。

報酬構成	内容		構成比
基本報酬	月額固定報酬で役位に応じて金額を決定		60%
業績連動報酬	業績連動賞与	業績連動報酬原資×役位別乗率（業績部分）	25%
	業績加算賞与	業績連動報酬原資×役位別乗率（個人評価部分）×個人評価乗率×調整率	
	非財務評価賞与	業績連動報酬原資×役位別乗率（非財務評価部分）×非財務評価乗率	
株式報酬	譲渡制限付株式		15%

・業績連動報酬原資＝「連結経常利益」×0.01%

連結経常利益が400億円以上の場合は400億円で算定。50億円未満の場合は支給しない。

・役位別乗率

役位	役位別乗率			
	業績部分	個人評価部分	非財務評価部分	計
会長	5.040	－	1.260	6.300
社長	6.640	－	1.660	8.300
副社長	5.040	－	1.260	6.300
専務執行役員	2.880	0.960	0.960	4.800
常務執行役員	2.280	0.760	0.760	3.800
上席執行役員	1.800	0.600	0.600	3.000

・個人評価乗率の変動幅：0%～200%

・調整率は、連結経常利益により決定される支給原資が、個人評価によって変動することを補正するための乗率

調整率＝
$$\frac{\text{対象役員の業績加算賞与と役位別乗率の総和}}{\text{対象役員の（業績加算賞与と役位別乗率）×個人評価乗率の総和}}$$

・非財務評価乗率は(1)温室効果ガスの排出量(2)管理職の女性比率(3)従業員エンゲージメント意識調査スコアの各項目を6ランク(5～0)で評価し、その合計スコア(15～0)に応じて0.8～1.2の範囲で変動。
(非財務評価乗率換算表)

合計スコア	0～3	4～7	8～10	11～13	14～15
非財務評価乗率	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2

非財務評価乗率については全役位一律に適用。

②社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）

基本報酬	月額固定報酬
------	--------

③監査等委員である取締役

基本報酬	月額固定報酬で監査等委員の協議により決定
------	----------------------



1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

国内経済は、雇用や所得環境の改善が見られるなか、緩やかな回復が続くことが期待される一方で、米国の関税政策の影響による景気後退や為替変動リスク、国際的な原材料価格の高止まりによる物価上昇などが懸念され、先行き不透明な状況にあります。

当業界においても、国際的な畜肉価格は高止まりしており、また、食品をはじめとする生活必需品の相次ぐ値上げにより消費停滞が懸念されています。

当社は、原材料価格およびユーティリティコストの上昇などを背景とする原価上昇に対応した販売価格の適正化を進めるとともに、「長期経営戦略2035・中期経営計画2026」に基づき、収益拡大に向けた国内バリューチェーンの強化や海外事業の成長加速を推進していきます。また、DXによる業務変革や効率化に加え、脱炭素・人権尊重・アニマルウェルフェアなど、社会や環境に配慮した取り組みを実践することで、持続的成長と企業価値の向上に努めていきます。

○当事業年度の経営成績と概況

◇連結経営成績

(%表示は、対前期増減率)

売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する 当期純利益	
百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
988,771	3.5	19,576	△12.4	20,750	△20.3	13,097	△15.8

原材料価格の高止まりや物流費の上昇が続く厳しい事業環境の中、食肉事業の販売単価上昇や加工食品事業の価格改定実施などにより売上高は増加しましたが、食肉事業の減益の影響を受け、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益はともに減少しました。

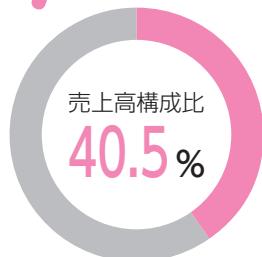
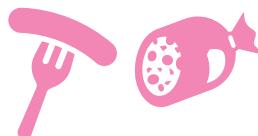
事業別の概況

加工食品事業

主要な事業内容

ハム・ソーセージおよび調理加工食品等の製造、販売

%表示は、対前期増減率



売上高 400,872百万円 2.4%

経常利益 9,775百万円 9.0%

- ハム・ソーセージは、消費者キャンペーンのプロモーションを実施するなど、家庭用主力商品の拡販に努め、調理加工食品は、消費者ニーズの多様化に対応した商品群の販売に努めたことから、いずれも売上高は増加しました。
- 加工食品事業全体では、価格改定やコスト削減などの取り組みによる効果が、原材料費、光熱費および物流単価の上昇の影響などをカバーしたことから、増収増益となりました。

食肉事業

主要な事業内容

食肉等の生産、処理加工および販売

%表示は、対前期増減率



売上高 587,883百万円 4.2%

経常利益 12,215百万円 △32.4%

- 国内事業は、牛肉・豚肉を中心とした販売単価の上昇、国産鶏肉の数量増加などにより売上高は増加しましたが、消費マインドの低下による高価格帯の国産牛肉、輸入牛肉の販売数量減少、物流単価の上昇の影響を受け、減益となりました。
- 海外事業は、アンズコフーズ社において、売上高は増加したものの人件費の増加および光熱費の上昇、中国向け輸出の不振の影響などを受けた結果、減益となりました。
- 食肉事業全体では、売上高は増加しましたが、事業環境は国内、海外ともに厳しい状況が続き、増収減益となりました。



(2) 資金調達の状況

特記すべき該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において217億36百万円の設備投資を実施しました。

その内訳としましては、加工食品事業で156億41百万円、食肉事業で57億63百万円、その他で3億31百万円の設備投資を実施しました。

(4) 対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社グループは、下記に掲げるグループ理念のもと、ビジョンの実現を目指し、各行動指針に基づいた活動を推進することで、事業を通じて企業の社会的責任を果たし、真に信頼されるグループとなるべく企業価値の更なる向上を図っていきます。

<グループ理念>

私たちは事業を通じて、健やかで豊かな社会の実現に貢献します

<ビジョン>

フェアスピリットと変革への挑戦を大切にし、従業員とともに持続的に成長する食品リーディングカンパニー

<行動指針>

- ・安全安心と品質の追及による、価値ある商品とサービスの提供
- ・有言実行の徹底による信頼関係の構築、強化
- ・全員参加の闊達な意思疎通と相互理解による能力開発と育成
- ・コンプライアンスを最優先とした、公明正大で透明性のある行動
- ・地球環境に配慮した事業活動の推進

②目標とする経営指標

当社グループは、2026年度経常利益300億円、ROIC5.8%、ROE6.6%を定量目標としています。また、長期目標として2035年度経常利益500億円を掲げています。

③中長期的な会社の経営戦略および対処すべき課題

当社グループは、2035年度に向けた「長期経営戦略2035」および直近3ヶ年における「中期経営計画2026」を策定し、これを推進しています。

a) 長期経営戦略2035

成長投資による利益拡大と収益力の持続的向上を両輪として飛躍的成長を目指し、DXとサステナビリティを中心に、その成長を支える経営基盤を強化します。

【成長投資による利益拡大】

- ・国内バリューチェーン価値の最大化
成熟市場で勝ち抜くため、業界における相対優位なポジショニング形成を目指す。全体最適に向けて、工場再編や最適配置を実行。
- ・海外事業の成長加速、成長事業の展開
海外事業や成長事業への投資を促進し、伸長する需要取り込みによる利益拡大を目指す。長期的視点でフードロス削減やたんぱく質の安定供給に向け、冷凍食品事業や未来の食の開発へ領域を拡大。

【経営基盤】

- ・DXによる効率化、変革
国内就労人口漸減は当社も抱える課題であり、その解決にDXを活用し、業務効率化と売上向上を同時に達成。
全社コミットメントとして公的認定を取得。
- ・サステナビリティ
事業を通じ、脱炭素・人権尊重・アニマルウェルフェアへの配慮に取り組み、持続可能な社会へ貢献。

b) 中期経営計画2026（以下、本項において「本中計」といいます。）

基礎収益力の底上げに取り組み、創出したキャッシュを原資に、安定的な株主還元と成長投資を両立させ、飛躍的成長に繋げていきます。

【基礎収益力の底上げ】

加工食品事業

- ・多様なニーズに応える品揃え、それを活かした営業・販売手法による販売増。
- ・外部環境に応じた価格改定と継続的な内部コスト削減による早期の収益回復。



- ・静岡県三島市に新工場を建設中。2026年度下期稼働開始予定。

食肉事業

- ・日本全国の営業網とアンズコフーズ社の世界に広がる販売網を活かした販売強化。
- ・食肉商品の付加価値化とリスク管理の高度化による利益率向上。
- ・2024年度十和田ビーフプラント稼働開始。2025年度輸出認定取得。

【経営基盤】

- ・持続可能な物流体制の構築

社外協業先との連携を強め、持続可能な物流体制を構築。拠点の再配置を進め、政府目標のトラック積載率10%向上を目指す。

- ・人的資本への取り組み

新しい価値の創造と変革に向け自律的に挑戦する人材の育成と多様な価値観を尊重し、挑戦と成長を支援する風土醸成を進め、従業員エンゲージメント向上を企業価値向上に繋げる。マテリアリティの新たなKPIとしてエンゲージメントスコアを設定、その改善を役員報酬に組み入れ。

【財務戦略】

- ・株主還元

安定した株主還元を重視し、業績変動の影響を受けにくいDOE（株主資本配当率）を指標に導入。中間配当の実施。

- ・キャッシュ・フロー・アロケーション

本中計3ヶ年の営業キャッシュ・フローは累計で800億円となる見通しであり、財務レバレッジ活用の上、株主還元380億円（うち、経営統合10周年記念配当総額約100億円）、投資に850億円を投じる予定。また、現時点で予定していない成長投資やM&Aなどの投資機会も積極的に検討する方針。

- ・資本コストを意識した経営

本中計で基礎収益力の底上げ、ROICを指標とした事業管理の推進、最適な財務レバレッジの追及に取り組むことにより、ROEを向上。

また、成長投資による利益拡大、持続的成長を支える経営基盤の強化に取り組む。

<ご参考>

meat
together

ITOHAM YONEKYU HOLDINGS
Group Slogan 2035

中期経営計画2026 進捗報告

2024年度 通期 業績振り返り

原材料高騰・急激な相場変動などにより2024年度は計画未達

2025年度 計画

- 加工食品事業・食肉事業共に中期経営計画で掲げた基礎収益力を底上げする各種取組みを推進
ANZCOにおける市況改善も踏まえ増収増益を見込む
- 株主還元として経営統合10周年の記念配当を決定
[総額 約100億円 (1株当たり175円)]

中期経営計画の進捗

収益拡大と併せ資本効率改善に向けた取組みを継続
 経常利益目標：2026年度 300億円 (変更無し)
 配当方針：DOE3%以上且つ累進配当 (変更無し)

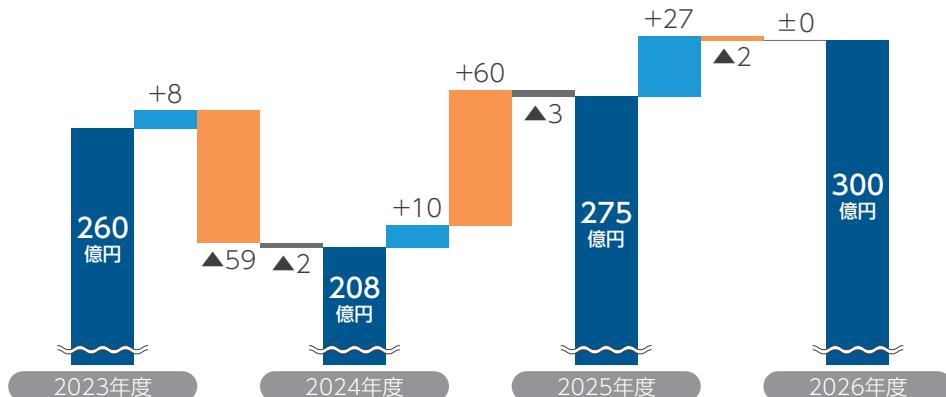
監査等委員会設置会社への移行

経営の監督と業務執行の分離により取締役会の監督機能の強化および執行部門への大幅な権限委譲による業務執行の迅速化を図る

中期経営計画2026

(単位：億円)

- 経常利益
- 加工食品事業 増減
- 食肉事業 増減
- その他 増減



経常利益 (億円)	加工食品	90	98	108	135
	食肉	181	122	182	180
ROE (%)	全社連結	5.6	4.6	6.1	6.6
ROIC (%)	全社連結	5.6	4.6	5.6	5.8
	加工食品	4.8	5.1	4.9	5.6
	食肉	7.3	4.9	7.0	6.9

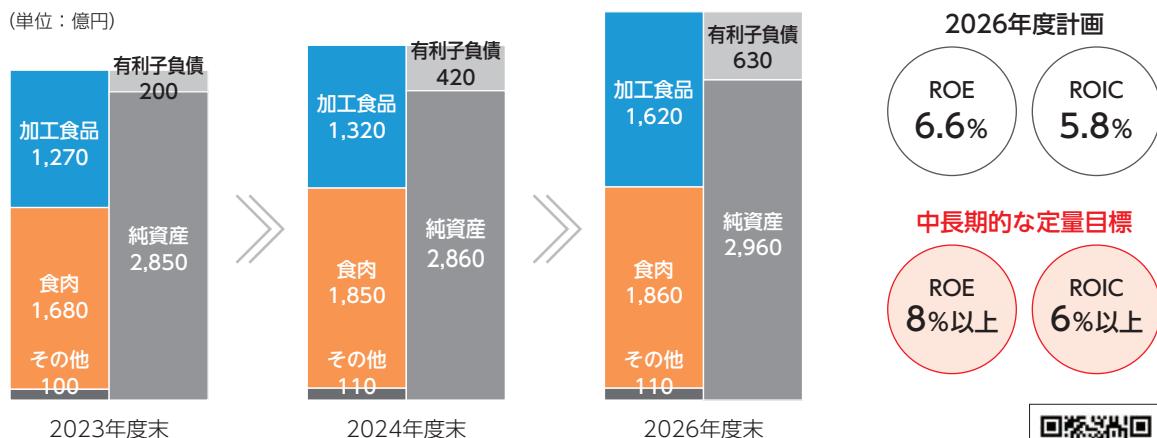
キャッシュ・フロー計画（中計期間2024～2026年度累計）

（単位：億円）



投下資本計画（中計期間2024～2026年度）

（単位：億円）



長期経営戦略2035・中期経営計画2026の進捗報告詳細は、右記QRコードからご参照ください。▶▶▶



(5) 財産及び損益の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第6期 (2022年3月期)	第7期 (2023年3月期)	第8期 (2024年3月期)	第9期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高 (百万円)	854,374	922,682	955,580	988,771
経常利益 (百万円)	28,596	26,044	26,036	20,750
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	19,118	16,975	15,553	13,097
1株当たり当期純利益 (円)	65.34	294.07	273.24	230.88
総資産 (百万円)	413,123	436,763	462,570	467,009
純資産 (百万円)	262,740	269,261	285,326	286,318
1株当たり純資産額 (円)	897.66	4,717.02	5,018.37	5,033.02

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数を除く）により算出しています。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（期末自己株式数を除く）により算出しています。
 3. 当社は、2023年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行いました。1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額については、第7期の期首に株式併合が行われたと仮定し、算定しています。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第6期 (2022年3月期)	第7期 (2023年3月期)	第8期 (2024年3月期)	第9期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高 (百万円)	21,300	28,345	529,579	584,695
経常利益 (百万円)	15,854	17,433	14,508	3,860
当期純利益 (百万円)	14,358	16,558	40,539	2,427
1株当たり当期純利益 (円)	49.08	286.86	712.18	42.80
総資産 (百万円)	230,345	242,708	329,802	324,460
純資産 (百万円)	200,684	205,609	238,497	229,540
1株当たり純資産額 (円)	687.11	3,609.34	4,203.85	4,044.74

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（期中平均自己株式数を除く）により算出しています。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（期末自己株式数を除く）により算出しています。
 3. 当社は、2023年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行いました。1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額については、第7期の期首に株式併合が行われたと仮定し、算定しています。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の 出資比率 %	主要な事業内容
伊藤ハム株式会社	400	100.0	ハム・ソーセージおよび調理加工食品等の販売
米久株式会社	400	100.0	ハム・ソーセージおよび調理加工食品等の販売 食肉の販売

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社を含み52社、持分法適用会社は9社です。
2. 子会社はすべて連結されています。また、当連結会計年度において、会社清算により持分法適用会社が1社減少しています。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	事業内容
加工食品	ハム・ソーセージおよび調理加工食品等の製造、販売
食肉	食肉等の生産、処理加工および販売

(8) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社事務所	東京都目黒区三田一丁目6番21号

② 子会社

名称	所在地
伊藤ハム株式会社	本社事務所 兵庫県西宮市
	東京事務所 東京都目黒区
米久株式会社	本社事務所 静岡県沼津市

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

事業部門の名称	従業員数	前事業年度末比増減
加工食品事業	4,610名	203名減
食肉事業	3,046名	20名増
その他の	71名	6名減
全社共通ほか	199名	9名減
合計	7,926名	198名減

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの当社グループへの出向者を含んでいます）です。
2. 従業員数には、臨時雇用者数（パートタイマーなど）の年間の平均人員9,743名は含んでいません。
3. 全社共通ほかとして記載されている従業員数は、当社の管理部門に所属している従業員数です。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	38,343百万円



2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

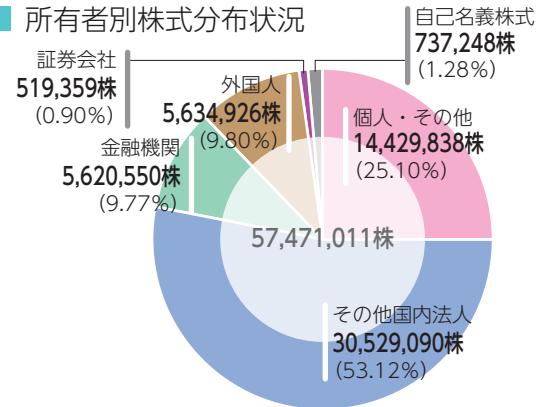
(1) 発行可能株式総数 200,000,000株

(2) 発行済株式の総数 57,471,011株

(3) 株主数 71,129名

(4) 大株主 (上位10名)

所有者別株式分布状況



株主名	持株数 千株	持株比率 %
三菱商事株式会社	23,155	40.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,598	6.34
公益財団法人伊藤記念財団	2,400	4.23
エス企画株式会社	2,055	3.62
公益財団法人伊藤文化財団	1,240	2.18
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,015	1.78
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	628	1.10
伊藤功	551	0.97
日本生命保険相互会社	549	0.96
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	449	0.79

(注) 1. 当社は、自己株式を737千株保有していますが、大株主から除外しています。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	7,687株	4名
社 外 取 締 役	－	－
監 査 役	－	－

(注) 当社が当事業年度中に交付した株式報酬の内容につきましては、「4.(2)取締役及び監査役の報酬等」に記載しています。



3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している新株予約権の状況（2025年3月31日現在）

(1) 2008年度～2015年度発行分

- ① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 6,400株（新株予約権1個につき200株）
- ② 新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 200円（1株当たり1円）
- ④ 新株予約権の主な行使条件
新株予約権者は、当社、子会社（伊藤ハム株式会社および米久株式会社）の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社（伊藤ハム株式会社および米久株式会社）の執行役員（取締役を兼務するものを含まない）のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日間以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役および執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ⑤ 当社役員の保有状況

区分	発行年度	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数	権利行使期間
取締役 (社外取締役を除く)	2008年度	4個	800株	1人	2016年4月1日から 2038年7月31日まで
	2009年度	4個	800株	1人	2016年4月1日から 2039年8月3日まで
	2010年度	4個	800株	1人	2016年4月1日から 2040年8月2日まで
	2011年度	4個	800株	1人	2016年4月1日から 2041年8月1日まで
	2012年度	4個	800株	1人	2016年4月1日から 2042年8月6日まで
	2013年度	4個	800株	1人	2016年4月1日から 2043年8月7日まで
	2014年度	4個	800株	1人	2016年4月1日から 2044年8月4日まで
	2015年度	4個	800株	1人	2016年4月1日から 2045年8月3日まで

(注) 2016年1月26日開催の伊藤ハム(株)および米久(株)の臨時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に伊藤ハム(株)が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権が交付されています。

(2) 2016年度～2017年度発行分

- ① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 11,600株 (新株予約権 1個につき20株)
- ② 新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 20円 (1株当たり1円)
- ④ 新株予約権の主な行使条件
新株予約権者は、当社、子会社（伊藤ハム株式会社および米久株式会社）の取締役のいずれの地位をも喪失した日、または当社、子会社（伊藤ハム株式会社および米久株式会社）の執行役員（取締役を兼務するものを含まない）のいずれかの地位を喪失した日、または執行役員が取締役に就任した日の翌日から10日間以内に、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、執行役員が在籍している会社に籍を残したまま出向し、出向先の当社、子会社の取締役および執行役員の地位を喪失した場合を除く。
- ⑤ 当社役員の保有状況

区分	発行年度	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数	権利行使期間
取締役 (社外取締役 を除く)	2016年度	280個	5,600株	3人	2016年8月9日から 2046年8月8日まで
	2017年度	300個	6,000株	3人	2017年8月8日から 2047年8月7日まで



4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	宮下 功	社長 伊藤ハム(株) 取締役 米久(株) 取締役
取締役	伊藤 功一	常務執行役員 加工食品事業本部長 品質保証部担当 伊藤ハム(株) 代表取締役社長 米久(株) 取締役
取締役	堀内 朗久	常務執行役員 食肉事業本部長 米久(株) 代表取締役社長 伊藤ハム(株) 取締役
取締役	野澤 克己	常務執行役員 管理本部長 経営戦略部 経営企画室長 コンプライアンス担当 伊藤ハム(株) 取締役 米久(株) 取締役
取締役	大坂 祐希枝	(一社) カスタマーサクセス推進協会 代表理事 (一社) グローバル・アジェンダ 理事 さくらインターネット(株) 社外取締役
取締役	森本 美紀子	(株)karna 代表取締役
取締役	西村 やす子	司法書士 司法書士法人つかさ 代表社員 (株)CREA FARM 代表取締役 (株)ふじのくに物産 代表取締役 (株)赤阪鐵工所 社外取締役
取締役	小林 秀司	三菱商事(株) 執行役員 食品産業グループCEO オフィス室長
常勤監査役	松崎 義郎	伊藤ハム(株) 監査役 米久(株) 監査役
常勤監査役	高橋 伸	伊藤ハム(株) 監査役 米久(株) 監査役
監査役	梅林 啓	弁護士 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
監査役	松村 浩司	公認会計士 松村浩司公認会計士事務所 ジーディー自動機械(株) 監査役

- (注) 1. 取締役のうち、大坂祐希枝氏、森本美紀子氏、西村やす子氏および小林秀司氏は、社外取締役です。
2. 監査役のうち、梅林啓氏および松村浩司氏は、社外監査役です。
3. 監査役松村浩司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しています。また、監査役高橋伸氏は、当社グループ経理財務部門の責任者としての豊富な経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 当社は、社外取締役大坂祐希枝氏、森本美紀子氏および西村やす子氏、社外監査役梅林啓氏および松村浩司氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
5. 当社は、各社外取締役および各監査役との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
6. 当社は、取締役宮下功氏、伊藤功一氏、堀内朗久氏、野澤克己氏、大坂祐希枝氏、森本美紀子氏、西村やす子氏および小林秀司氏、監査役松崎義郎氏、高橋伸氏、梅林啓氏および松村浩司氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしています。但し、当社に対する責任の追及を受けた場合（株主代表訴訟を除く）に係る同項第1号の費用は、補償の対象外とすることで、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。
7. 当社は、取締役、監査役および執行役員などを被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金および訴訟費用などの損害を当該保険契約により補填することとしています。但し、犯罪行為や意図的な違法行為などに起因する損害は補填の対象外とすることで、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。なお、被保険者は保険料を負担していません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当社では、2024年度からの「中期経営計画2026」開始とあわせて、役員報酬基準を改定しています。本改定は業績連動報酬への非財務（ESG）指標の導入を含めた改定であり、独立社外取締役を委員の過半数とする報酬諮問委員会への諮問を経て、2024年3月22日開催の取締役会において審議、決定しています。なお、役員報酬制度に関する基本方針については従来から変更ありません。

① 役員報酬制度に関する基本方針

経営ビジョン「フェアスピリットと変革への挑戦を大切にし、従業員とともに持続的に成長する食品リーディングカンパニー」実現に寄与する制度とするため、役員報酬制度に関する基本方針を次のとおり決定しています。

1. 株主や従業員をはじめとするステークホルダーとの価値共有を図り、持続的な業績拡大・企業価値向上への健全なインセンティブとして機能するものとする。
2. 優秀な人材を登用・維持するため、当社の事業領域、事業規模に応じた適正な報酬水準、役位ごとの責任、役割及び成果に応える報酬体系とする。
3. ステークホルダーに対する説明責任を果たせるよう、客観性・合理性を担保する適切なプロセスを経て決定する。



② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

上記の基本方針を踏まえ、常勤取締役の報酬は、基本報酬と短期インセンティブとしての業績連動報酬、中長期インセンティブとしての株式報酬（譲渡制限付株式）により構成しています。また、基本報酬と業績連動報酬、株式報酬の報酬構成割合および役位ごとの基準総報酬額については、その客観性・妥当性を担保するために、同業種かつ同規模である相当数の他企業における報酬構成割合および役位ごとの報酬額との水準比較・検証を行い、当社の財務状況なども踏まえたうえで設定しており、基準総報酬における支給割合は「基本報酬」「業績連動報酬」「株式報酬」の比率を概ね60：25：15としています。なお、社外取締役の報酬は、独立かつ客観的な立場からの経営の監督・助言という主たる役割から、業績との連動は行わず、基本報酬のみ支給することとしています。

報酬額については、その総額の限度額を株主総会の決議により下記（株主総会における決議内容）に記載のとおり決定していますが、報酬構成割合や個別の報酬水準とその算定・支給方法などを含めた役員報酬制度全般については、独立性を有する社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会にて決定しています。

短期インセンティブとしての業績連動報酬は、財務活動も含む総合的な収益力の向上を重視し、全社業績である連結経常利益を全体の指標としています。取締役会長および代表取締役は80%を全社業績のみ、残りの20%は全社業績に非財務（ESG）評価を反映する形で決定し、その他の常勤取締役は60%を全社業績のみ、20%に全社業績と個人評価、20%に全社業績と非財務（ESG）評価をそれぞれ反映する形で決定します。

個人評価の決定権限は、全社業績を踏まえた各役員の評価を行うには最も適任である代表取締役社長の宮下功に委任していますが、その公平性・透明性を担保するため、評価結果を報酬諮問委員会に報告し、その妥当性を確認しています。

2024年度より導入した非財務（ESG）評価については、マテリアリティ取り組み項目のうち、経営戦略上の優先度が高い(1)温室効果ガスの排出量(2)管理職の女性比率(3)従業員エンゲージメント意識調査スコアの3項目を指標とし、サステナビリティ委員会で総合評価、報酬諮問委員会での審議を経て取締役会により決定しています。

業績連動報酬は「業績連動賞与」「業績加算賞与」「非財務評価賞与」で構成され、下記に記載の（業績連動報酬算定式）に基づき算定します。「業績連動賞与」については、全社業績指標である連結経常利益に依じて支給額が自動的に決定される仕組みとしています。なお、当事業年度については、連結経常利益207億50百万円で支給額を算定します。

中長期インセンティブとしての株式報酬については、2018年度より株主と一層の価値意識を共有するとともに、企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的に譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、その内容については下記（譲渡制限付株式報酬制度の概要）に記載のとおりです。

当事業年度に係る取締役の個人別報酬の内容は、報酬諮問委員会にて役員報酬制度に関する基本方針との

整合性を含めて多面的に検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しています。

監査役報酬については、監査役の協議にて決定しており、高い独立性確保の観点から、業績との連動は行わず、基本報酬のみ支給することとしています。

(株主総会における決議内容)

- ・2017年6月27日第1期定時株主総会
 - a. 取締役報酬年額を4億円以内（うち社外取締役4千万円以内）とする。
 - ※取締役の員数は、定款により15名以内と定めていますが、当該株主総会終結時点は9名（社外取締役は2名）でした。
 - ※取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
 - b. 監査役報酬年額を7千万円以内とする。
 - ※監査役の員数は、定款により5名以内と定めていますが、当該株主総会終結時点は3名（社外監査役は2名）でした。
- ・2018年6月26日第2期定時株主総会
 - a. 2017年6月27日第1期定時株主総会決議の取締役報酬年額4億円以内とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬等として支給する金銭報酬債権年額を8千万円以内（割り当てる譲渡制限付株式数としては、10万株以内）とする。
 - ※当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（社外取締役は2名）でした。

(業績連動報酬算定式)

業績連動賞与：業績連動報酬原資×役位別乗率（業績部分）
 業績加算賞与：業績連動報酬原資×役位別乗率（個人評価部分）×個人評価乗率×調整率
 非財務評価賞与：業績連動報酬原資×役位別乗率（非財務評価部分）×非財務評価乗率
 ※業績連動報酬原資＝「連結経常利益」×0.01%
 <役位別乗率表> ※2024年度以降

役位	役位別乗率			計
	業績部分	個人評価部分	非財務評価部分	
会長	5.040	—	1.260	6.300
社長	6.640	—	1.660	8.300
副社長	5.040	—	1.260	6.300
専務執行役員	2.880	0.960	0.960	4.800
常務執行役員	2.280	0.760	0.760	3.800
上席執行役員	1.800	0.600	0.600	3.000

<留意事項>

- ・支給対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号に記載される業務執行役員である取締役



です。なお、社外取締役および監査役は含みません。

- ・法人税法第34条第1項第3号イに規定する「事業年度の利益の状況を示す指標」は有価証券報告書を基礎とした連結経常利益とします。なお、連結経常利益が400億円以上の場合、400億円として算定し、連結経常利益が50億円未満の場合、支給しません。
- ・支給限度に係る法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する「確定した額」は1.5億円を限度とします。
- ・個人評価乗率の範囲は0.0～2.0です。
- ・調整率は連結経常利益により決定される支給原資を個人評価により増減させないための乗率で、その算定式は次のとおりとなります。

$$\text{調整率} = \frac{\text{対象役員の業績加算賞与役位別乗率の総和}}{\text{対象役員の(業績加算賞与役位別乗率} \times \text{個人評価乗率)の総和}}$$

- ・非財務評価乗率は(1)温室効果ガスの排出量(2)管理職の女性比率(3)従業員エンゲージメント意識調査スコアの各項目を6ランク(5～0)で評価し、その合計スコア(15～0)に応じて0.8～1.2の範囲で変動させます。

(非財務評価乗率換算表)

合計スコア	0～3	4～7	8～10	11～13	14～15
非財務評価乗率	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2

- ・非財務評価乗率については全役位一律の適用になります。

(譲渡制限付株式報酬制度の概要)

- ・各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数等：

上記(株主総会における決議内容)2018年6月26日第2期定時株主総会a.をご参照ください。

- ・譲渡制限期間：30年間

- ・譲渡制限の内容：

割り当てを受けた対象取締役(以下「割当対象者」といいます。)は、譲渡制限期間において、割り当てられた譲渡制限付株式(以下「本割当株式」といいます。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

- ・譲渡制限の解除：

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または執行役員の内いずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除します。但し、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由(任期満了等)により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員の内いずれの地位からも退任した場合には、本

割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとします。

・譲渡制限付株式の無償取得：

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）がある場合を除き、本割当株式を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものとします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下「期間満了時点」といいます。）において上記の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	株式報酬	
取締役（社外取締役を除く）	166	95	40	30	4
監査役（社外監査役を除く）	49	49	－	－	2
社外役員	社外取締役	37	－	－	4
	社外監査役	18	－	－	2
合計	271	200	40	30	12

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
 2. 業績連動報酬の内容は、「4.(2)②役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載しています。
 3. 株式報酬の内容は、「4.(2)②役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載しています。
 また、当事業年度における交付状況は、「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しています。

④ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬などの総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。



(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社グループとの関係 (2025年3月31日現在)

区分	氏名	重要な兼職先
社外取締役	大坂祐希枝	(一社)カスタマーサクセス推進協会 代表理事 (一社)グローバル・アジェンダ 理事 さくらインターネット(株) 社外取締役
社外取締役	森本美紀子	(株)karna 代表取締役
社外取締役	西村やす子	司法書士 司法書士法人つかさ 代表社員 (株)CREA FARM 代表取締役 (株)ふじのくに物産 代表取締役 (株)赤阪鐵工所 社外取締役
社外取締役	小林秀司	三菱商事(株) 執行役員 食品産業グループCEO オフィス室長
社外監査役	梅林啓	弁護士 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
社外監査役	松村浩司	公認会計士 松村浩司公認会計士事務所 ジーディー自動車(株) 監査役

- (注) 1. 社外取締役 大坂祐希枝氏の兼職先と当社グループとの間には特別の関係はありません。
2. 社外取締役 森本美紀子氏の兼職先と当社グループとの間には特別の関係はありません。
3. 社外取締役 西村やす子氏の兼職先と当社グループとの間には特別の関係はありません。
4. 社外取締役 小林秀司氏の兼職先である三菱商事(株)は、当社の議決権の41.16%を保有しています。当社は、同社との間で食肉調達などの協業関係があり、同社の経営資源を活用しながら当該協業関係の強化を通じて、当社企業価値の向上を目指しています。なお、同社からの食肉および原材料の仕入れについては、同社以外からも複数の見積もりを入手し、市場の実勢価格を参考にして発注先および価格を合理的に決定しています。また、当社と同社との間で調達、海外事業などに関する分野を対象とした包括業務提携契約を締結しています。当該契約では、当社の経営の独立性、主体性を尊重した業務提携を行なうことが合意されています。
5. 社外監査役 梅林啓氏の兼職先である西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と当社グループとの間には法律相談に関する取引がありますが、取引金額は、当社の社外取締役の独立性基準で定める「過去3年間の平均で、同事務所の総収入の2%未満」であり、また、当事業年度においても2%未満です。その他兼職先と当社グループとの間には特別の関係はありません。
6. 社外監査役 松村浩司氏の兼職先と当社グループとの間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		取締役会 出席回数 (出席回数/開催回数)	監査役会 出席回数 (出席回数/開催回数)	活動状況および社外取締役に期待される役割に 対して行った職務の概要
社 外 取 締 役	大坂 祐希枝	15回/15回 (100%)	—	取締役会では、これまでの職歴やマーケティングコンサルタントとしての見識・経験に基づき、多くの議案に対し質問・発言を積極的に行っています。特にマーケティング、IT/DXについて取締役会の適切な監督を促す活動を行っています。 指名諮問委員会、報酬諮問委員会およびガバナンス委員会の委員として、これらの委員会に全て出席し、客観的・中立的な立場で、役員候補者の選定、役員報酬制度の妥当性、取締役会実効性評価などの審議において、発言・提言を積極的に行っています。
	森本 美紀子	15回/15回 (100%)	—	取締役会では、これまでの職歴やサステナビリティコンサルタントとしての見識・経験に基づき、多くの議案に対し質問・発言を積極的に行っています。特にサステナビリティ、人的資本について取締役会の適切な監督を促す活動を行っています。 指名諮問委員会、報酬諮問委員会、ガバナンス委員会およびサステナビリティ委員会の委員として、これらの委員会に全て出席し、客観的・中立的な立場で、役員候補者の選定、役員報酬制度の妥当性、取締役会実効性評価、サステナビリティの取り組みなどの審議において、発言・提言を積極的に行っています。
	西村 やす子	12回/12回 (100%)	—	取締役会では、これまでの職歴や法務・経営コンサルタントとしての見識・経験に基づき、多くの議案に対し質問・発言を積極的に行っています。特に販売戦略、プロモーション戦略について取締役会の適切な監督を促す活動を行っています。 指名諮問委員会、報酬諮問委員会およびガバナンス委員会の委員として、委員就任後これらの委員会に全て出席し、客観的・中立的な立場で、役員候補者の選定、役員報酬制度の妥当性、取締役会実効性評価などの審議において、発言・提言を積極的に行っています。
	小林 秀司	12回/12回 (100%)	—	取締役会では、これまでの職歴や食糧業界・食品業界における見識・経験に基づき、多くの議案に対し質問・発言を積極的に行っています。経営課題全般、リスク管理について取締役会の適切な監督を促す活動を行っています。



		取締役会 出席回数 (出席回数/開催回数)	監査役会 出席回数 (出席回数/開催回数)	活動状況および社外取締役に期待される役割に 対して行った職務の概要
社 外 監 査 役	梅 林 啓	14回/15回 (93.3%)	13回/13回 (100%)	取締役会では、弁護士としての見識・経験に基づき、意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っています。 監査役会では、常勤監査役から報告を受け、監査方針・監査計画に基づき代表取締役および取締役と面談・意見交換、またグループ会社に往査を行うなど、取締役の職務執行を監査する活動を行っています。
	松 村 浩 司	15回/15回 (100%)	13回/13回 (100%)	取締役会では、公認会計士としての財務・会計面の専門知識・経験に基づき、意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っています。 監査役会では、常勤監査役から報告を受け、監査方針・監査計画に基づき代表取締役および取締役と面談・意見交換、またグループ会社に往査を行うなど、取締役の職務執行を監査する活動を行っています。

(注) 西村やす子氏および小林秀司氏の取締役会出席回数は、2024年6月26日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

85百万円

当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

107百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬などの額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬などの額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しています。
2.上記以外に、前事業年度（第8期）の監査に係る追加報酬として、当事業年度中に8百万円支払っています。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であることを確認し、会計監査人の報酬などの額が妥当であると判断し、同意しました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

また、監査役会が会計監査人の職務遂行状況その他諸般の事情を総合的に勘案・評価し、解任または不再任とすることが適切であると判断した場合は、当該会計監査人を解任または不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を株主総会宛てに提出する方針です。



6. 会社の体制及び方針

(1) 当社グループの企業理念等

グループ理念

私たちは事業を通じて、
健やかで豊かな社会の実現に貢献します

ビジョン

フェアスピリットと変革への挑戦を大切にし、
従業員とともに持続的に成長する
食品リーディングカンパニー

行動指針

- ・安全安心と品質の追求による、
価値ある商品とサービスの提供
- ・有言実行の徹底による信頼関係の構築、強化
- ・全員参加の闊達な意思疎通と相互理解による
能力開発と育成
- ・コンプライアンスを最優先とした公明正大で
透明性のある行動
- ・地球環境に配慮した事業活動の推進

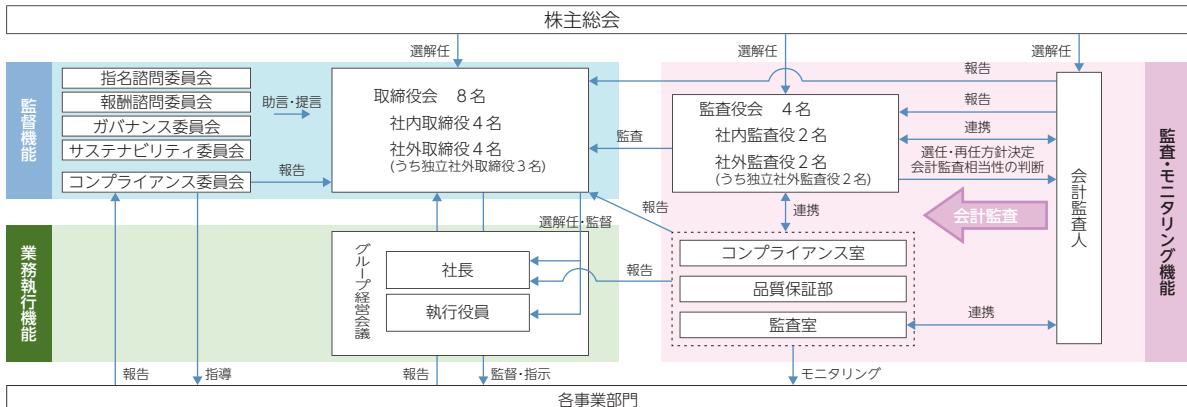
(2) 当社のコーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、「グループ理念」、「ビジョン」、「行動指針」に基づき、事業の一環として社会課題の解決を図るために、また、すべてのステークホルダーから信頼を得るために、当社グループ全体に監督・監視など内部統制機能を充実させた透明性の高い経営組織体制を整備し、的確な経営の意思決定とスピーディな業務執行を行う。

当社は、この基本的な考え方に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現を目的として、コーポレート・ガバナンスに関する枠組みを示した「伊藤ハム米久ホールディングスグループコーポレート・ガバナンス基本方針」を制定しています。

(3) 当社のコーポレート・ガバナンス体制図 (2025年3月31日現在)



(4) 取締役会・諮問委員会の役割 (2025年3月31日現在)

①取締役会

当社の取締役は8名で、うち4名が社外取締役です。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適時に開催しており、当社グループの経営方針・経営戦略および経営上の重要事項の意思決定ならびに職務執行状況の監督を行っています。

2024年度の開催回数は15回、取締役の出席率は99.1%、監査役の出席率は98.3%でした。

なお、取締役会での決定を要しない業務執行およびその決定については、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、決裁権限規程に基づいてグループ経営会議および執行役員に権限移譲しています。

②指名諮問委員会

取締役、監査役、執行役員候補者決定プロセスの透明性・客観性を確保するため設置しています。5名の委員（うち独立社外取締役3名）で構成され、取締役会の諮問機関として次の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っています。

2024年度の開催回数は5回、委員の出席率は100%でした。

審議する事項

- (1) 当社、伊藤ハム株式会社、米久株式会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役、監査役、執行役員の選任・解任に関する事項
- (2) 当社グループの取締役、監査役、執行役員の選任・解任に関する基本方針、規則、手続などの制定、変更、廃止に関する事項
- (3) その他、取締役候補者・監査役候補者の選任、取締役・監査役の解任に関して指名諮問委員会が必要と認めた事項

③報酬諮問委員会

取締役、執行役員の報酬決定プロセスの透明性・客観性を確保するため設置しています。5名の委員（うち独立社外取締役3名）で構成され、取締役会の諮問機関として次の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っています。

2024年度の開催回数は3回、委員の出席率は100%でした。



審議する事項

- (1) 当社、伊藤ハム株式会社、米久株式会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役、執行役員の報酬制度（基本報酬、業績報酬、譲渡制限付株式等）に関する事項
- (2) 当社グループの取締役、執行役員の業績連動（経営指標、目標値、変動幅等）に関する事項
- (3) 当社グループの取締役、執行役員の報酬水準（競合他社との比較）に関する事項

④ガバナンス委員会

取締役会の実効性を高めることによりコーポレート・ガバナンス体制とその運用を強化することに資するため設置しています。4名の委員（うち独立社外取締役3名）で構成され、取締役会の諮問機関として取締役会の実効性評価について審議し、取締役会に助言・提言を行っています。

2024年度の開催回数は3回、委員の出席率は100%でした。

⑤サステナビリティ委員会

社会・環境問題の解決による持続可能な社会の実現と、当社グループの持続的成長を両立するサステナビリティの取り組みをグループ全体で推進するため設置しています。6名の委員（うち独立社外取締役1名、執行役員2名）で構成され、取締役会の諮問機関として次の事項について審議し、取締役会に助言・提言を行っています。

2024年度の開催回数は3回、取締役である委員の出席率は91.6%でした。

審議する事項

- (1) サステナビリティ経営の基本方針、推進活動の基本計画、戦略の立案
- (2) サステナビリティ経営推進のためのマテリアリティ（重要課題）の策定
- (3) マテリアリティに対するKPIの設定と進捗モニタリング

(5) 監査役・監査役会の役割

当社の監査役は4名で、常勤監査役2名、社外監査役2名の体制となっています。監査役は取締役会や社内の重要会議に出席するほか、取締役および使用人から業務執行について直接聴取を実施するなど、十分な監査を行っています。また、会計監査人からも監査計画・結果について適宜報告を受け、意見交換をするなど緊密な連携のもと監査を進めています。

監査役会は、毎月定期的に開催され、監査に対する重要事項の決定のほか、監査実施状況の報告、意見交換などを行っています。

2024年度の開催回数は13回、監査役の出席率は100%でした。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要（2025年3月31日現在）

取締役会において決議した内部統制システム基本方針および当該方針の運用状況の概要は、次のとおりです。

内部統制システム基本方針	運用状況の概要
1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
(1) 当社グループは、当社グループのコンプライアンスを具体化したコンプライアンス行動基準を掲げ、教育・研修等を通じて周知し、コンプライアンスの徹底を図る。	<p>当社グループは、「コンプライアンスを最優先とした、公明正大で透明性のある行動」をコンプライアンス方針として掲げています。従業員として遵守すべき判断基準を示したコンプライアンス行動基準を「企業倫理規範」として整理し、全従業員への教育・研修などを通じて周知徹底を図っています。</p> <p>また、定期的に当社の経営層よりコンプライアンスメッセージを発信しています。</p>
(2) 当社グループは、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス室を設置し、当社グループのコンプライアンス全般の管理・監督を行うとともに、問題の未然防止や疑義のある事案の是正及び再発防止策を検討・指導・実施する。	<p>当社は、コンプライアンス委員会を毎月1回開催しています。本委員会の委員は、管理本部長、人事部長、品質保証部長および管理本部長が指名する者で構成されており、委員長は取締役会の決議によって管理本部長が選定されています。</p> <p>本委員会では、当社グループの内部統制機能を強化し、持続的な企業価値の向上を目的として、食品安全、コンプライアンス、業法、訴訟、係争に関するリスクの管理状況を定期的に確認し、運用状況を独立的に評価しています。</p> <p>当社グループのコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス担当役員を議長としたコンプライアンス責任者会議を年2回開催しています。</p>



	<p>本会議では、コンプライアンス方針、活動計画の策定およびコンプライアンス委員会から改善を求められた事項やコンプライアンス事案の対応策・改善策の報告と検証を行っています。</p> <p>当社グループの各職場にコンプライアンス推進委員を設置しています。</p> <p>推進委員は教育・研修プログラムのもと、コンプライアンスに関わる知識の習得に努め、各職場においてコンプライアンスの推進、業務に関連する法令、社内規程等の周知徹底を図るなど、主体的な活動を行っています。</p> <p>コンプライアンス室は、グループ全従業員がコンプライアンスの意識を高め、またコンプライアンスの重要性を理解するために、定期的にコンプライアンス講習を実施しています。</p> <p>経営幹部には社外有識者によるコンプライアンス講習を、社内役職者に対しては業法やハラスメント防止など、役割に応じて必要なコンプライアンス講習を行っています。</p>
<p>(3) 当社グループは、コンプライアンスに関する内部通報制度として社内相談窓口、社外相談窓口を設け、内部通報規程により、適切な運用を行う。なお、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な取扱いを行わない。</p>	<p>当社は、グループ全従業員を対象にコンプライアンスに関する相談や内部通報を受け付ける社内相談窓口として「社内ホットライン（コンプライアンス室）」、社外相談窓口として「社外ホットライン（社外弁護士）」を設置しています。</p> <p>各相談窓口の連絡先は、「企業倫理規範」、社内ポータルサイトにて案内しています。なお、各相談窓口の利用実績は、社内ポータルサイトにて毎月1回周知しており、相談窓口の利用促進につなげています。</p>

	また、内部通報規程において、相談内容の秘密厳守、通報・相談したことによる相談者への不利益な取り扱いの禁止について規定し、相談者の保護を図っています。
(4) 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢に徹し、一切関係を持たない。反社会的勢力対応マニュアルにて、経営活動への関与や被害を防止するための基本方針を定める。	当社は、反社会的勢力対応マニュアルにて、反社会的勢力による当社グループの経営活動への関与や被害を防止するための基本方針、具体的な対応方法を定め、運用しています。
2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
当社グループは、文書取扱いの定めに従い、文書の保存媒体に応じて適切かつ確実に保存、管理する体制を整備・運用する。	当社グループは、文書管理に関する規程により、法令などに基づく文書保存期間を設定し、適切に保存・管理しています。
3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
(1) 当社は、リスク管理基本規程に基づき、当社グループの経営目標の達成や事業活動にかかわるリスクを特定して分析・評価し、社会から長期的信頼・信用を持続的に確保するためのリスク管理体制を整備・運用する。	<p>当社は、リスク管理基本規程に基づき、リスク管理体制を整備・運用しています。取締役会の役割は次のとおりです。</p> <p>①当社グループのリスクを特定して分析・最終評価する。</p> <p>②特定したリスクに対してリスク対策を策定し実行するため、事業領域、職掌などを踏まえ、リスクごとにリスク管理責任者およびリスク担当部署を設定する。</p> <p>③リスク管理体制の運用状況を監督する。</p>



<p>(2) 当社グループは、危機管理室を設置し、大規模な事故、災害等による当社グループの従業員の生命の安全、及び当社グループの事業活動継続に深刻な支障をきたすリスクに対応する体制を整備・運用する。</p>	<p>当社グループは、従業員の生命・身体、または当社グループの資産に著しい被害が生じ、当社グループの事業活動の継続に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合、もしくはそのおそれがあると判断した場合、危機管理委員会を開催し、情報の収集・分析、および損害の発生または損害拡大の防止のために必要かつ適切な対応を行います。</p>
<p>(3) 当社グループは、危機管理規程に基づき、危機管理体制を整備・運用する。また、当社グループの緊急事態には、危機管理委員会を設置し、損害の発生及び拡大を防止し、これを最小化するための体制を整える。</p>	
<p>4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p>	
<p>(1) 当社は、当社グループの経営方針・経営戦略及び経営上の重要事項の意思決定機関として、取締役会を定例開催する。また、必要に応じ適宜、臨時に開催する。</p>	<p>取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適時に開催しており、当社グループの経営方針・経営戦略および経営上の重要事項の意思決定ならびに職務執行状況の監督を行っています。</p>
<p>(2) 当社は、取締役会に次ぐ審議・討議機関として、取締役（社外を除く。）を主要構成員とするグループ経営会議を設置し、当社グループの経営戦略及び重要事案に関する決定・報告・審議等を行う。</p>	<p>グループ経営会議は、取締役会に次ぐ審議・討議機関として設置しています。社外役員を除く取締役、監査役、その他グループ経営会議の議長が指名する者から構成されており、月2回の定例開催のほか、必要に応じて適時開催しています。当社グループの経営戦略および重要事案に関する決定・報告・審議などを行っています。</p>
<p>(3) 当社は、執行役員制度を導入し、取締役及び執行役員間の職務分掌を明確化する。執行役員は、当社グループ各領域において職務を執行し、その執行状況を取締役に報告する。</p>	<p>執行役員は、当社グループにおける各担当職域にて職務を執行しており、当社の取締役会などにおいて職務執行状況を定期的に報告しています。</p>

<p>(4) 当社は、独立社外取締役を複数名選任することで、取締役及び執行役員の職務執行を監督する。</p>	<p>独立社外取締役は、取締役会事務局などより取締役会の各議案について、事前ブリーフィングを受けてから取締役会に出席しています。なお、独立社外取締役の本事業年度における活動状況については、「4. (3) ②当事業年度における主な活動状況」に記載しています。</p>
<p>5.業務の適正を確保するための体制</p>	
<p>(1) 当社グループ各部門は、業務の適正を確保するための内部統制システムについて、関連する業務主管部局の定める規則に則り、自部門の責任において適切に整備・運用する。</p>	<p>当社グループは、本基本方針に基づき、内部統制システムを整備・運用しています。</p>
<p>(2) 当社グループ各部門は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムについて、当社経理財務部の定める規則に則り、自部門の責任において適切に整備・運用する。</p>	
<p>(3) 当社は、内部統制室を設置し、当社グループの業務の適正及び財務報告の信頼性を確保する。</p>	<p>内部統制室は、当社グループの内部監査結果、ならびに財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備評価・運用評価の有効性、適正性および運用状況について確認するとともに、当社グループ各部門に対し、必要に応じ、これらに関する具体的な改善指導を行っています。</p>
<p>(4) 監査室は、当社グループ各部門の内部統制システムの整備・運用状況を監査し、被監査部門への指摘及び改善・是正の指導を行う。監査結果は、速やかに代表取締役、取締役、監査役に報告する。</p>	<p>監査室は、内部統制システムの運用状況について、内部監査規程、年間監査計画などに基づき、グループ会社を含めた事業部門の業務監査を主目的とする内部監査を実施しており、また必要に応じて追加的な目的監査を行っています。監査結果は、監査結果通知書にて社外役員を含む全ての取締役・監査役、および被監査部門に報告しています。</p>



	<p>また、被監査部門からの監査回答書についても社外役員を含む全ての取締役・監査役に共有されています。</p> <p>監査報告会を適宜開催しており、社長、管理本部長、常勤監査役、経営戦略部長、内部統制室長、監査室長、監査室メンバーおよび被監査部門の責任者などが出席し、監査結果通知書、監査回答書をもとに議論を深めています。</p> <p>財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況についても、財務報告に係る内部統制基本方針書に基づき、監査室が評価しています。</p>
(5) 当社は、子会社各社における業務の適正を確保するため、子会社の管理規程を定める。子会社は、この定めに従い、重要事項等の当社への事前承認及び報告が行われる体制を整備・運用する。	子会社各社は、それぞれの決裁権限規程などで、当社の承認を要する事項・当社への報告を要する事項の基準を定めています。子会社各社は、この基準に基づき業務の執行、または当社への報告を行っています。
(6) 当社は、当社の役員を子会社に取締役又は監査役として派遣し、業務の執行を監督又は監査する。	当社は、当社役員を子会社に派遣しており、当該役員は、子会社の取締役会や重要な会議に出席し、業務執行の監督または監査を行っています。
6.子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制	
当社は、子会社各社を管掌する部門を定め、管掌部門と子会社間において、重要事項等に関する協議、情報の共有、指示・要請の伝達が行われる体制を整備・運用する。	当社は、子会社各社の管掌部門を定めています。管掌部門から使用人等を子会社各社に取締役として派遣し、取締役会や重要な会議で職務執行の報告を受けています。
7.監査役を補助すべき使用人に関する体制	
(1) 当社は、監査役との協議に基づき、監査役の職務を補助する使用人（以下「監査役スタッフ」という。）を任命する。	当社は、監査役の職務を補助するため、また監査役会事務局として、監査役スタッフ1名を配置しています。同スタッフの任命については、監査役会の同意を得た上で行っています。また、監査役スタッフの人事評価に関しては、取締役からの独立性を確保しています。
(2) 当社は、監査役スタッフの任命、異動、評価等の人事にかかわる決定には、監査役の同意を得なければならない。	

<p>(3) 監査役スタッフは、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助し、その職務を遂行するにあたり、取締役その他の業務執行組織の指揮・命令を受けない。</p>	
<p>8.監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p>	
<p>(1) 当社グループの取締役及び使用人は、その経営に影響を与える重要な事項については、遅滞なく当社の監査役に報告する。また、監査役から情報の提供を求められた場合、これに応じる。</p>	<p>監査役は、監査室から、監査結果についての監査結果通知書および被監査部門からの監査回答書を受け取っています。</p> <p>常勤監査役は、監査室との監査報告会に出席し、</p>
<p>(2) 監査室は、当社グループの内部監査結果を監査役に報告する。また、コンプライアンス室は、通報窓口の相談・通報事案、社内不祥事、法令違反事案を監査役に報告する。</p>	<p>監査の指摘事項および経営陣からの指示事項について確認を行っています。</p> <p>監査報告会における議論内容は、監査役会にて常勤監査役から社外監査役に情報共有されています。</p>
<p>(3) 当社グループは、当社の監査役に対して上記各号の報告をした者について、希望により匿名性を確保するとともに、報告者に対し不利益な取扱いを行わない。</p>	<p>監査報告会における議論内容は、監査役会にて常勤監査役から社外監査役に情報共有されています。</p> <p>常勤監査役は、品質保証部およびコンプライアンス室と品質保証・コンプライアンス報告会を月1回定例開催し、品質監査および相談窓口への内部通報状況等の確認を行っており、報告会の内容は監査役会にて社外監査役に情報共有されています。</p> <p>また、グループ会社監査役をメンバーとするグループ会社監査役連絡会を開催し、各監査役のレベル向上を図るとともに、情報共有、意見交換を行っています。</p>
<p>(4) 当社は、監査役が弁護士、公認会計士その他専門家に助言を求める費用を負担する。また、監査役からの請求により、職務執行について生ずる費用の前払又は償還に応じる。</p>	<p>監査役の職務執行によって生じる必要な費用については、あらかじめ予算を確保しており、臨時に支出した費用についても当社が負担しています。</p>



<p>(5) 当社は、取締役会、グループ経営会議等の重要な会議への監査役の出席を確保する。また、監査役が取締役、会計監査人と定期的に会社経営に関する意見交換を行う機会を確保する。</p>	<p>常勤監査役は、取締役会・グループ経営会議などの重要な会議に出席し、重要事項の意思決定プロセスや内部統制システムの整備・運用状況の監査を行っています。</p> <p>社外監査役は、取締役会に出席し、それぞれの見識・経験に基づき、意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っています。</p> <p>監査役会は、社外取締役を交え、取締役との面談会を開催しています。また、会計監査人と定期的に報告会・意見交換会を開催し、連携強化を図っています。</p> <p>その他、常勤監査役は、取締役、執行役員と面談を適宜行い、情報共有、課題聴取、意見交換を行っています。</p> <p>監査役は、取締役会事務局等より取締役会の各議案について、事前ブリーフィングを受けてから取締役会に出席しています。</p>
---	--

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題と位置付けており、配当につきましては、連結業績、財務状況ならびに将来の事業展開などを総合的に判断し、安定的な配当の継続を基本方針としています。

「中期経営計画2026」においては、業績変動の影響を受けにくいDOE（株主資本配当率）を株主還元指標に導入し、「DOE 3%以上かつ累進配当」を配当方針とし、これらに基づき、2025年3月期（2024年度）の期末配当につきましては、取締役会決議により、1株当たり75円の配当（年間合計145円）を実施させていただきます。

2026年3月期（2025年度）につきましては、1株当たり145円（中間配当70円、期末配当75円）の配当を実施予定です。

また、2026年3月期に伊藤ハム(株)と米久(株)の経営統合10周年を迎えるにあたり、総額約100億円となる1株当たり175円（第1四半期末85円、第3四半期末90円）の記念配当を実施します。これにより2026年3月期の1株当たり配当金の年間合計は320円となる予定です。



連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
	内 訳	合 計
売上高		988,771
売上原価		855,499
売上総利益		133,272
販売費及び一般管理費		113,695
営業利益		19,576
営業外収益		
受取利息	240	
受取配当金	419	
受取賃貸料	450	
受取保険金	163	
助成金収入	497	
持分法による投資利益	1,194	
その他	778	3,744
営業外費用		
支払利息	2,279	
不動産賃貸費用	137	
その他	153	2,570
経常利益		20,750
特別利益		
固定資産売却益	99	
投資有価証券売却益	312	
設備補助金収入	100	
退職給付信託返還益	160	
その他	0	672
特別損失		
固定資産除却損	376	
投資有価証券売却損	0	
減損損失	1,551	
固定資産圧縮損	87	
その他	152	2,169
税金等調整前当期純利益		19,253
法人税、住民税及び事業税	4,496	
法人税等調整額	1,587	6,083
当期純利益		13,170
非支配株主に帰属する当期純利益		72
親会社株主に帰属する当期純利益		13,097

■ 連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,003	89,430	148,784	△2,793	265,424
当期変動額					
剰余金の配当			△11,060		△11,060
親会社株主に帰属する 当期純利益			13,097		13,097
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		12		73	85
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	12	2,036	69	2,118
当期末残高	30,003	89,442	150,821	△2,723	267,543

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	9,228	△366	6,309	4,019	19,191	77	632	285,326
当期変動額								
剰余金の配当								△11,060
親会社株主に帰属する 当期純利益								13,097
自己株式の取得								△3
自己株式の処分								85
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△265	△521	736	△1,142	△1,192	△10	76	△1,126
当期変動額合計	△265	△521	736	△1,142	△1,192	△10	76	992
当期末残高	8,963	△887	7,045	2,877	17,998	66	708	286,318

計算書類 (単体)



貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	188,192	流動負債	74,288
現金及び預金	7,864	買掛金	52,883
売掛金	52,511	電子記録債務	1,033
商品及び製品	65,544	未払金	6,532
原材料及び貯蔵品	14	未払法人税等	286
関係会社短期貸付金	376	関係会社預り金	11,128
未収入金	6,863	賞与引当金	1,027
未収還付法人税等	6	その他	1,396
未収消費税等	482	固定負債	20,632
関係会社預け金	53,485	長期借入金	20,000
その他	1,311	リース債務	59
貸倒引当金	△266	資産除去債務	74
		関係会社事業損失引当金	442
固定資産	136,268	その他	56
有形固定資産	6,166	負債合計	94,920
建物	86		
構築物	5	純資産の部	
機械及び装置	155	株主資本	229,737
車両運搬具	0	資本金	30,003
工具、器具及び備品	525	資本剰余金	129,498
リース資産	95	資本準備金	7,503
建設仮勘定	5,296	その他資本剰余金	121,995
無形固定資産	11,574	利益剰余金	72,959
のれん	3,807	その他利益剰余金	72,959
ソフトウェア	1,806	繰越利益剰余金	72,959
その他	5,960	自己株式	△2,723
投資その他の資産	118,527	評価・換算差額等	△264
投資有価証券	804	繰延ヘッジ損益	△264
関係会社株式	111,856	新株予約権	66
関係会社長期貸付金	1,450	純資産合計	229,540
長期貸付金	1,233	負債・純資産合計	324,460
前払年金費用	1,019		
繰延税金資産	723		
差入保証金	998		
その他	2,858		
貸倒引当金	△2,416		
資産合計	324,460		

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売上高及び営業収益		
商品売上高	578,496	
経営管理料	3,461	
受取業務委託料	2,736	584,695
売上原価		557,053
売上総利益		27,641
販売費及び一般管理費		28,289
営業損失		△647
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,273	
受取賃貸料	83	
受取手数料	49	
受取保険金	54	
その他	325	4,786
営業外費用		
支払利息	126	
支払手数料	81	
不動産賃貸費用	63	
その他	6	278
経常利益		3,860
特別利益		
固定資産売却益	0	
関係会社事業損失引当金戻入額	151	151
特別損失		
固定資産除却損	33	
投資有価証券評価損	154	
貸倒引当金繰入額	1,505	
その他	55	1,749
税引前当期純利益		2,262
法人税、住民税及び事業税	△15	
法人税等調整額	△149	△165
当期純利益		2,427



株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	30,003	7,503	121,982	129,485	81,592	81,592	△2,793	238,288
当期変動額								
剰余金の配当					△11,060	△11,060		△11,060
当期純利益					2,427	2,427		2,427
自己株式の取得							△3	△3
自己株式の処分			12	12			73	85
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	12	12	△8,633	△8,633	69	△8,551
当期末残高	30,003	7,503	121,995	129,498	72,959	72,959	△2,723	229,737

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	132	132	77	238,497
当期変動額				
剰余金の配当				△11,060
当期純利益				2,427
自己株式の取得				△3
自己株式の処分				85
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	△396	△396	△10	△406
当期変動額合計	△396	△396	△10	△8,957
当期末残高	△264	△264	66	229,540

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 秀 樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 水 野 勝 成
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 秀 樹
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 水 野 勝 成
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、グループ経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 松 崎 義 郎 ㊟

常勤監査役 高 橋 伸 ㊟

社外監査役 梅 林 啓 ㊟

社外監査役 松 村 浩 司 ㊟

以 上



TOPICS

伊藤ハム米久ホールディングスのトピックスを紹介します。

……… 主要トピックス ………

： 経営統合10周年記念配当を実施

当社は、2016年4月1日に伊藤ハム株式会社および米久株式会社の経営統合により設立され、2026年3月期に経営統合10周年を迎えます。つきましては、日頃からの株主の皆様への感謝の意を表し、2026年3月期に総額約100億円となる1株当たり175円（内、第1四半期末:1株当たり85円【基準日2025年6月30日】、第3四半期末:1株当たり90円【基準日2025年12月31日】）の記念配当を実施いたします。

なお、当社は、中期経営計画2026において、DOE（株主資本配当率）3.0%以上かつ累進配当を配当方針としており、株主の皆様のご期待にお応えするために、長期経営戦略2035で掲げた「成長投資による利益拡大」「収益力の持続的向上」を着実に実行し、企業価値の最大化を実現してまいります。

基準日	1株当たり配当金				合計
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	
2025年3月期	—	70円 (普通配当)	—	75円 (普通配当)	145円 (普通配当)
2026年3月期 (予想)	85円 (記念配当)	70円 (普通配当)	90円 (記念配当)	75円 (普通配当)	145円 (普通配当) 175円 (記念配当)

： 畜肉エキス製造・販売事業開始

当社の子会社であるサンキョーミート株式会社（以下、サンキョーミート）は、畜肉エキスの製造・販売事業を開始いたします。

当社グループの牛肉および豚肉生産事業の中核を担うサンキョーミートは、南九州エリアにおいて、牛肉、豚肉の処理・カットおよび食肉加工品の製造・販売を行っております。2021年から隣接する九州エキス株式会社に原料となる豚骨等を供給して

おりましたが、同社がエキス事業から撤退することに伴い、建屋・製造設備を譲り受け、新規に事業を開始いたします。

畜肉エキスはラーメンスープや加工食品などに使用され、食シーンの多様化や人手不足を背景に今後も堅調な需要が見込まれており、サンキョーミートの自社工場から供給する鮮度の高い国産原料を活用し、原料調達から加工までを一貫して行うことで安全で良質な商品を安定的に供給いたします。

当社グループは、「中期経営計画2026」において基礎収益力の底上げとして「食肉商品の付加価値化」を掲げており、エキス事業を内製化することでバリューチェーン価値を最大化し、また、副産物を有効活用することによる「持続可能な畜産産業への貢献」、さらに雇用創出による「地域社会への貢献」を進めてまいります。



エキス製造工場外観

： ECコンテンツ「私のごほうびtime」の運営を開始

当社は、2025年4月24日に、伊藤ハムブランドや米久ブランドなどのグループ商品を横断的に取り扱うECコンテンツ「私のごほうびtime」の運営を開始しました。

伊藤ハム米久ホールディングスグループが誇る「ハム・ソーセージ」「和・洋・中の肉惣菜」「軽食」など、いつもよりちょっと贅沢なメニューや時短メニューをラインアップし、私のための時間、大切な人と一緒に食べる楽しい時間、さまざまな「私のごほうびtime」にぴったりの商品を提供いたします。

※本コンテンツは米久株式会社が運営する公式通販ショップ内のECコンテンツです。



URL ▶ <https://yonekyu-eshop.jp/shop/e/egohoubi/>



： 大阪・関西万博への出店・展示

2025年4月13日より開催されている大阪・関西万博において、当社はORA外食パビリオン「宴～UTAGE～」に「宴BURGER」を出店し、来場されたお客様へ未来を意識したハンバーガーと包みピザを販売しています。また、当社が参画している「培養肉未来創造コンソーシアム」は、大阪ヘルスケアパビリオンの「ミライの都市」エリアに、「未来のキッチン」をイメージした展示をしています。



▲ソイミートのOKONOMIYAKI風BURGER

ORA外食パビリオン「宴～UTAGE～」に「宴BURGER」を出店

「宴BURGER」では、当社が大豆たん白を主原料として開発した大豆ミートを使ったメニューとして、「ソイミートのOKONOMIYAKI風BURGER」や「包みピザ（ソイミートソース）」などを販売しています。



▲培養肉（実物）

大阪ヘルスケアパビリオンに培養肉の実物展示

当社が、大阪大学大学院工学研究科、株式会社島津製作所、TOPPANホールディングス株式会社、株式会社シグマクス、ZACROS株式会社と参画する「培養肉未来創造コンソーシアム」は、培養肉（実物）および家庭で霜降りステーキを作ることができるミートメーカーを展示しています。

株主優待制度のご案内



株主の皆様の日頃からのご支援に感謝するとともに、より多くの株主様に伊藤ハムと米久それぞれの商品をご賞味いただくため、株主優待制度を導入しております。

◆対象となる株主様

毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された200株以上を保有する株主様を対象といたします。

◆優待内容

5,000円相当の当社グループ商品を贈呈いたします。

◆贈呈時期

6月中旬より順次お届けを予定しております。

◆受け取り辞退に伴う寄付の実施

社会貢献活動の一環として、優待品の受け取り辞退を申し出られた株主様につきましては、優待品の発送に代えて5,000円を日本赤十字社へ寄付させていただきます。

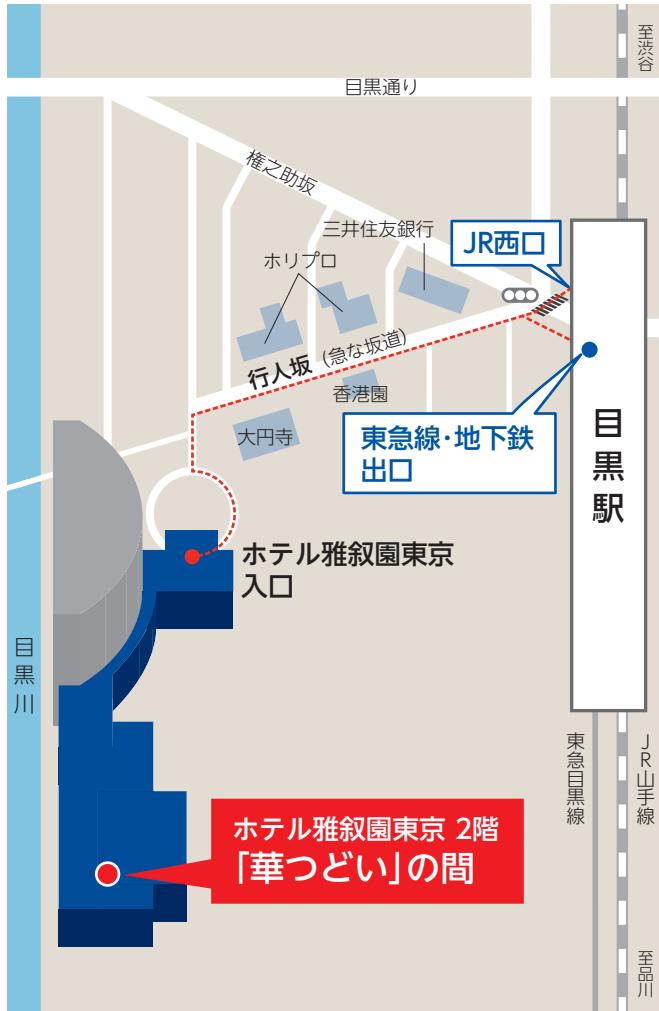


※写真はイメージですので、商品の内容は一部変更になる場合がございます。

株主メモ

上場市場	東京証券取引所プライム市場	郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
証券コード	2296	(電話照会先)	 0120-782-031 受付時間：9:00~17:00 (土日祝除く)
1単元の株式数	100株	公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	公告掲載URL	https://www.itoham-yonekyu-holdings.com/ir/e-koukoku/index.html
定時株主総会	毎年6月		
株主確定基準日	毎年3月31日		
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号		
特別口座の 口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号		

株主総会会場ご案内図



場所

東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
ホテル雅叙園東京
2階「華つどい」の間

(昨年と同じホテルですが、会場が異なりますので、
お間違えのないようご注意ください。)

日時

2025年6月25日 (水曜日)

午前10時 (受付開始：午前9時15分)

●交通機関のご案内

「目黒駅」(JR山手線西口、東急目黒線・東京メトロ南北線・都営三田線出口)より行人坂を下ってホテル雅叙園東京2階「華つどい」の間まで徒歩約10分

■駐車場は用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

定時株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。